

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	115 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	74 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	101 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	61 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から49年10月まで  
私の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を一緒に納付してくれていた。  
申立期間の保険料について、妻は納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻が所持する家計簿によると、日々の各種入出金の詳細等が記載されているとともに、昭和46年4月から、申立期間を含めて、夫婦二人分の保険料の納付日及び納付金額が記載されている上、その金額は当時の保険料額とおおむね合致していることが確認でき、これらを踏まえると、当時、申立人の妻が保険料を納付していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をおおむね納付しており、60歳到達後も任意加入した上で、一部の期間は付加保険料を含めて納付しているとともに、申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みであることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私は、友人に勧められて、市役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立期間前後の保険料は現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入した経緯及び保険料の納付場所、納付方法等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年6月までの期間及び52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年6月まで  
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、転居に伴う転出及び転入手続をした際に、区役所の職員から国民年金保険料の追納の説明を受け、申請免除になっていた期間の時効になっていない期間の保険料について、納期限ごとに金融機関で納付してきた。申立期間①の保険料が申請免除とされていること及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をおおむね納付しており、60歳到達後も任意加入し付加保険料を含めて納付している。

また、申立期間前後の保険料はいずれも納付済みである上、申立人は、保険料を追納するに至った経緯、保険料の納付方法等について具体的に記憶していると同時に、納付したと主張する時期は、申立期間の保険料を追納することが可能な時期であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年3月まで  
② 昭和49年10月から同年12月まで

私は、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は郵便局で納付してきた。また、加入したころ、それまで未納であった保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年5月ごろに払い出されており、その時点で当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、国民年金の加入経緯、加入場所及び保険料の納付場所等について具体的に記憶している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は現年度納付で納付済みであることが確認できることなどを踏まえると、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年3月まで

私の国民年金は、母が加入手続を行い、それまで未納であった国民年金保険料をまとめて納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親が、国民年金保険料を納付したと主張する時期は第1回特例納付が実施されていた時期であり、納付したとする金額も、申立期間の保険料を第1回特例納付及び過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入に至った経緯及び保険料をまとめて納付するに至った経緯、納付方法、納付場所、納付原資等の納付状況について具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が居住していた市では、当時、国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認できるとともに、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金加入期間の保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年9月まで  
② 昭和48年1月から同年11月まで

私は会社を退職後に夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間については、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、自身の保険料が納付済みであり、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうちの、昭和48年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年11月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の妻は、当時居住していた区で行われていた印紙検認方式及び納付書方式によって納付した記憶が無く、夫婦共に当該期間は未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 5273

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで  
私の夫は、私の国民年金保険料を制度発足時から漏れなく納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間は1回のみで12か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、大学卒業後に入社した会社が厚生年金保険の適用事業所でなかったため、自分で国民年金に加入した。加入後は申立期間を含めて国民年金保険料を納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1回のみで3か月と短期間である。また、申立人が加入当初に納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致する上、申立人の被保険者名簿の記録により、申立期間直前の47年5月から同年12月までの期間の納付記録が、平成20年7月に追加されており、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年6月まで  
② 平成9年2月から10年3月まで

私の母は、私の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間中の平成8年5月に払い出されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である上、申立人の母親が所持する平成9年10月から11年7月までの家計簿には、10年7月に、申立人から平成10年度の保険料月額に相当する金額を受け取り、保険料を納付した旨記載されており、申立人の10年度の国民年金加入期間の保険料は納付済みとなっているものの、当該期間当時の保険料に関する記載は見当たらないなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

私は、昭和52年に転居してから市役所で国民年金の加入手続をした。その時、「未納の国民年金保険料を5年分くらいさかのぼって納付したい」と申し出たが、「時効があって2年分しかさかのぼれない」と言われたので、その場で納付できるだけの納付書を書いてもらい、保険料は後日納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、18か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年1月時点では、過年度納付が可能な期間である上、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。さらに、申立人が国民年金加入時に保険料をさかのぼって納付したとする契機、納付した期間、納付方法及び納付場所等に関する申立人の記憶は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月及び同年5月

私の国民年金は、昭和48年に厚生年金保険の資格を喪失した後、父が加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月、家に出入りしていた金融機関の職員に渡していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び国民年金の種別変更の手続きを適正に行っている上、申立期間は2か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年2月以降に、48年7月にさかのぼって保険料を納付しており、申立期間の直前の期間は、納付済みとなっている上、申立期間の前後の期間で住所の変更は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年9月まで

私は、昭和50年1月に国民年金の加入手続をした際、区役所職員から国民年金保険料は2年さかのぼって納付できることと、さかのぼって保険料を納付すると保険料が安くて得であると教えられ、2年分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年1月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。また、申立人は、申立期間直後の48年10月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できる上、加入手続時の区役所職員とのやりとりについて、加入手続した月から保険料額が引き上げられたこと、2年間はさかのぼって保険料を納付できること、さかのぼって納付する保険料の方が低額であることを教示されたと詳細に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年4月から40年3月まで

私は国民年金制度が始まってすぐに加入手続をし、集金人に国民年金保険料を納付した。その後、保険料を納付しなかったことはないはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年6月に払い出されているが、当時居住していた区の国民年金手帳記号番号払出簿には、「不在」及びその後の3回目の転居先となる区への「転出 40.10.25」の記載があることから、申立人は、当初居住していた区では不在扱いとされ、1回目及び2回目の転居の際の住所変更手続が行われず、3回目の転居をした後に住所変更手続等が行われ、40年10月に申立人に係る被保険者台帳が所轄社会保険事務所に移管されて、不在扱いが回復されたものと考えられる。

申立期間②については、上記の事情並びに当該期間直前の昭和38年度分及び直後の昭和40年4月以降の国民年金保険料が納付済みになっていることからみれば、申立人は、3回目の転居後から保険料の納付を開始したものと考えられ、昭和38年度分の保険料を過年度納付した時点又は40年度分の保険料を納付した時点で、当該期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、上記の事情のとおり、申立人は、当該期間当時、住所変更手続をしていないため、不在扱いとされていたこと、3回目の転居後に申立人に係る被保険者台帳が移管された時点又はこれに近接

した時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年6月

私は、次姉に勧められ、区役所で国民年金の任意加入手続を行った。加入手続直後は年金手帳を区役所に持参して国民年金保険料を納付し、納付書が送られるようになってからは金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年12月に国民年金に任意加入して以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで  
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和39年以後、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月から60歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の保険料は納付済みであり、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月まで期間、45年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和45年1月から同年3月まで  
③ 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和46年に申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。また、申立人が納付したとする昭和46年には、第1回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。さらに、申立人が納付したとする夫婦二人分の保険料の金額は、第1回特例納付及び過年度納付により申立期間の夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しており、保険料を納付したとする郵便局は、当時特例納付等による保険料の収納を取り扱っている上、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は申立期間の保険料が第1回特例納付等により納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 5304

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月

私は、昭和55年11月に会社を退職した際、国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月である。また、申立人は、申立期間当時を除く5回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、これらの切替手続のうち、昭和56年5月及び59年4月の2回は、切替手続後の国民年金加入期間が申立期間と同じ1か月となっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月

私は、昭和44年9月以後国民年金保険料を夫婦二人分納付してきた。夫の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致している上、申立期間について、申立人の夫は保険料を納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで  
② 昭和44年7月及び同年8月

私の国民年金保険料は、国民年金に加入当初は母が納付しており、母の死後は同居の姉妹又は私自身が納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間であり、当該期間の直前の国民年金保険料は納付済みとされている上、申立人は、当該期間は退職した後で、在宅していたため、集金人に当該期間の保険料を納付することが可能であったことから自身で保険料を納付したと推認されるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及び申立人の姉妹が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人及び申立人の姉妹は、保険料の納付方法、保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人及び申立人の姉妹が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和47年10月から48年3月まで

私は、送付された納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月の国民年金への加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付場所の記憶が鮮明である。また、申立期間はそれぞれ9か月及び6か月と短期間である上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間に近接する昭和49年4月から同年12月までの保険料が、申立人が領収書を所持していたことにより、平成19年に未納から納付済みの記録に訂正されているなど、申立人の申立期間の保険料の納付記録管理が適切に行われていなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで  
② 昭和44年4月から51年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、勤務先の親方が給与天引きをして納付してくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、年金制度発足当初から勤務先を独立する昭和44年3月まで、申立人は当該期間を除き国民年金保険料はすべて納付している。また、当該期間は12か月と短期間であり、前後の期間の保険料が納付済みとなっていることから、当該期間の保険料については勤務先の親方が納付していたものと推認できる。

しかしながら、申立期間②については、申立人の親方が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたとする親方から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年及び38年に払い出されているが、それぞれ当該期間中の49年及び45年に不在処理されており、当該期間後の52年5月に再加入したことが確認できることから、当該期間中は集金人の訪問や納付書の送達は行われていなかったと考えられるなど、申立人の親方が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月、51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月及び同年3月  
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和50年1月に会社を退職した後に、国民年金の再加入手続きを行い、その後は国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。特に、51年4月から52年3月までは、私が一緒に保険料を納付していた妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月に国民年金に再加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付場所を具体的に記憶している上、申立期間はいずれも2か月及び12か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人は独立するため、昭和50年1月に会社を退職したことを契機に国民年金へ切り替えたと説明するなど、再加入の動機が明確であり、申立期間②については、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする妻の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年6月まで

私は、会社を退職した後の昭和57年4月に区役所で国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳には、任意加入の取得日と区役所の確認印があるにもかかわらず、申立期間の国民年金は未加入で保険料の納付記録が無いことに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているとともに、納付方法、納付場所などの申立期間に係る保険料の納付状況等についても具体的に記憶している。

また、申立人は、昭和57年3月に会社を退職した後の同年4月に国民年金の再加入手続きを行ったと説明しているところ、申立人の所持する国民年金手帳によると申立人は57年4月に国民年金への再加入手続きを行い、これに対して当時居住していた区の確認印が押印されていることから、申立人宛に納付書の送達が行われ、現年度納付で保険料を納付することが可能であったと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私達夫婦の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を集金人に納付してきたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は保険料の納付金額、納付方法、納付場所等の記憶が鮮明であるとともに、妻の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直後の昭和43年4月から49年3月までの保険料が、申立人と同じ区に居住していた申立人と同姓同名の者に納付が記録されてしまい、49年7月に申立人の納付記録に訂正されていることが申立人及び申立人と同姓同名の者の特殊台帳から確認できるなど、申立人の申立期間の保険料の納付記録管理が適切に行われていなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 5318

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで  
私の妻は、自宅に来た区の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、区の集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったと申立人の妻が主張する方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、保険料を納付していたとする申立人の妻及び同居していたとする申立人の妻の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月及び同年3月

私は、昭和37年1月に国民年金に加入してから60歳になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、保険料を印紙検認により納付したと申立人が主張する方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致する。さらに、申立人が所持する昭和40年の確定申告書には、「国民年金保険」の保険料が「1,200円」と記載されており、当該金額は、申立期間を含む40年1月から同年12月までの保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私たち夫婦は、昭和62年4月24日に市役所で納付書を作成してもらい、同日、夫婦二人分の申立期間の保険料を郵便局で納付した。納付した時にももらった領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年4月から61年2月までの期間については、申立人は、当該期間直前の国民年金保険料を納付しているとともに、一緒に納付したとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人が国民年金手帳にはさんで保管していたとする「納付書・領収証書」には、必要事項の記載に不備があるものの、当該期間を含む60年4月から61年3月までの納付期間、62年4月24日の納付書発行年月日、78,930円の保険料額、申立人の国民年金手帳の記号番号、住所及び氏名が記載されている上、申立人の妻が所持する62年4月24日付「納付書・領収証書」と書式、納付期間、納付書発行年月日、保険料額が同一であることから、当時作成されたものと認められ、当該期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和61年3月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、61年3月の保険料を上記「納付書・領収証書」によって納付したと説明しているところ、当該「納付書・領収証書」に記載された保険料額では、61年3月の保険料額に1,950円不足する上、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も、61年3月の保険料が1,950円不足し、62年11月に保険

料額との差額4,790円が還付されていることを踏まえると、申立人が61年3月の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで

私は、昭和38年2月に婚姻して、国民年金保険料を納付しなかった時期があったが、転居先の区で申立期間の保険料が未納と知って、一括して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、婚姻後の住所変更手続を昭和39年4月に行っており、この時点で申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であった上、申立期間直後の39年4月から同年9月までの保険料を同年8月に納付していることが確認でき、この時点でも、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月及び同年3月、50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職して実家に戻り、市役所に勤務していた父に国民年金の加入手続をしてもらった。加入後は、国民年金保険料を父に渡して納付してもらっており、結婚後は、私が未納が無いように気を付けて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年5月時点で、当該期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であり、当該期間直後の44年4月から45年3月まで期間の保険料を過年度納付していることが確認できる上、同居していた母親は、42年4月に任意加入した後、当該期間の保険料も納付済みである。また、申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人の被保険者名簿の記録により当該期間前後の保険料は現年度納付されていることが確認できる上、当該期間に近接する48年4月から同年6月までの期間、同年10月から49年3月までの期間及び当該期間直後の50年4月から51年3月までの期間の納付記録が平成20年8月に追加されており、申立人に係る記録管理が適切でなかった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

私の兄は、私が20歳の時に国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付してくれていた。私が結婚する際、兄に「付加保険料も納付したから」と言われて年金手帳を渡された。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和49年4月から50年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳に、「所得比例保険料（付加保険料）を納付する者となる申出、昭和49年4月」の記載があり、49年度印紙検認記録欄にも「所得比例49年4月から50年3月まで」の記載がある上、被保険者名簿にも「所得比例49年4月から」の記載があるなど、当該期間の付加保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち昭和45年10月から49年3月までの期間については、申立人の兄が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は付加保険料を含む国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする兄から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の状況が不明確である上、上記のとおり、国民年金手帳及び被保険者名簿において、付加保険料の納付の申出が49年4月に行われたことが確認でき、制度上、付加保険料は申出をした日の属する月以降に納付することができることとされており、当該期間の付加保険料をさかのぼって納付することはできないなど、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの期間及び平成10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 平成10年9月

私は、市役所等で、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納め続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月以降、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間直前の52年4月から53年12月までの期間及び直後の54年4月から55年3月までの期間の保険料を、3か月ごとに現年度納付していることが確認でき、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられ、保険料を現年度納付することが可能であったなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間直前の平成10年6月から同年8月までの期間の保険料を、12年7月に過年度納付していることが確認でき、12年7月時点又は平成12年度分の現年度保険料を納付した平成12年8月、9月若しくは10月時点において当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び平成10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 平成10年9月

私の夫は、市役所等で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に払い続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間②については、3か月と短期間であり、当該期間直前の昭和52年4月から53年12月までの期間及び直後の54年4月から55年3月までの期間の保険料を、3か月ごとに現年度納付していることが確認でき、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられ、保険料を現年度納付することが可能であったなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間③については、当該期間直前の平成10年6月から同年8月までの期間の保険料を、12年7月に過年度納付していることが確認でき、12年7月時点又は平成12年度分の現年度保険料を納付した平成12年8月、9月若しくは10月時点において当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が不明確である上、当該期間の一部の昭和51年1月から51年3月ま

での期間の保険料については、53年5月に過年度納付されたが、時効期間経過後の納付であったため、保険料が還付され未納とされていることが特殊台帳により確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び平成10年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年6月まで

私は会社を辞めて美容院を開業したが、しばらくは経営が苦しく国民年金どころではなかった。数年後、過去にさかのぼって国民年金保険料を納められる制度が実施されていることを知り、国民年金に加入し、母にお金を借りて、それまでの未納期間の保険料をさかのぼってすべて納めた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間の国民年金保険料については、申立人は、申立期間後、60歳到達時までの保険料をすべて納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年11月は、第2回特例納付の実施期間である上、申立人がまとめて納付したとする金額は、払出時点で制度上納付可能な期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和48年4月から同年9月までの期間については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、申立人の手帳記号番号が払い出された50年11月時点では、時効により保険料を過年度納付することもできない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年7月まで

私は、結婚後の昭和42年1月から病院で働き始めた。その病院から国民年金に加入するように勧められたので、区役所の出張所で加入手続をし、国民年金手帳が届いてすぐに、出産で実家に帰省するまでの期間の国民年金保険料を当該出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付時期、印紙検認方式による納付方法及び納付場所を具体的に記憶している上、申立人が居住していた区では、申立期間当時、印紙検認方式による保険料の納付が行われており、申立人が納付したとする区の出張所において保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年8月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、婚姻前に国民年金に加入し、申立期間は、経営する店に集金に来ていた区役所の職員への対応を母親に任せ、夫婦二人分の国民年金保険料は母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月及び12か月とそれぞれ短期間である。また、申立人は、同居していた申立人の母親が、申立人が経営する店舗に集金に来る区役所の職員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住する区では、申立期間当時に区役所職員による保険料の集金制度が実施されていたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は36年4月に払い出されており、申立期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

私は、婚姻前に国民年金に加入し、申立期間は、夫の母親が、夫が経営する店に集金に来ていた区役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月及び12か月とそれぞれ短期間である。また、申立人は、夫の母親が、夫の経営する店舗に集金に来る区役所の職員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が居住する区では、申立期間当時に区役所職員による保険料の集金制度が実施されていたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年2月に払い出されており、申立期間の保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から45年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで  
③ 昭和53年7月から同年9月まで

私の母は、私が20歳になるのを待って私の国民年金の加入手続を行ってくれ、それ以降結婚するまで母又は義姉が国民年金保険料の納付をしてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和45年4月以降、当該期間を除く国民年金保険料をすべて納付済みであり、当該期間はいずれも3か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親及び義姉が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親及び義姉から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親及び義姉が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年10月まで  
② 昭和37年9月から47年3月まで  
③ 昭和48年4月から同年12月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金に加入した。加入したのは息子が生まれた年である昭和36年であることも憶えている。加入後は集金人に国民年金保険料を納め続けたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は9か月と短期間である上、申立人の2冊目の国民年金手帳の記号番号は昭和47年2月ごろに払い出されていることから、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、昭和36年11月に任意加入したものとされており、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することができないこと、申立期間②については、申立人は47年2月ごろに当時居住していた区で新たに手帳記号番号の払い出しを受けており、36年12月に払い出された手帳記号番号により当該区で当該期間の保険料の納付を継続していたとすれば、新たな手帳記号番号が払い出されることは考え難いことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年3月まで

私たち夫婦は、区の職員の訪問を契機に、国民年金の加入手続をした。この時、過去2年分さかのぼって国民年金保険料が納付できると言われ、妻が後日送付された納付書により、金融機関で夫婦2人分の保険料2年分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、申立期間後の、自身の保険料がすべて納付済みである。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和58年9月に連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の妻がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間及びその後の払出時点までの保険料を過年度及び現年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年3月まで

私たち夫婦は、区の職員の訪問を契機に、国民年金の加入手続をした。この時、過去2年分さかのぼって国民年金保険料が納付できると言われ、後日送付された納付書により、金融機関で夫婦2人分の保険料2年分を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人が一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の夫は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料が納付済みである。また、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和58年9月に連番で払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、申立期間及びその後の払出時点までの保険料を過年度及び現年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年1月1日、資格喪失日が16年8月1日とされているものの、同年7月31日から同年8月1日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月31日から同年8月1日まで  
資格喪失日誤りのため、喪失日訂正をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る退職願、人事記録、給与支払控除証明書及び雇用保険の記録から、申立人はA社に平成15年1月1日から申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払控除証明書及び平成16年6月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年12月25日に、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る16年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を

納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から7年6月27日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成6年3月から7年5月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したため、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から7年6月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月27日以降の同年4月4日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は6年3月から同年10月までは8万円、同年11月から7年5月までは9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人はA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の経理事務職員は、「申立人は、当時取締役であったが、中国からの輸入担当で、社会保険事務の権限が及ぶ職務にはなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成6年3月から7

年5月までの期間を53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成2年10月から3年7月までは41万円、同年8月から4年1月までは47万円、同年2月から5年1月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から5年2月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成2年10月から5年2月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から3年7月までは41万円、同年8月から4年1月までは47万円、同年2月から5年1月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月15日以降の同年3月3日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は2年10月から5年1月までが12万6,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の取締役二人は、申立人は営業全般統轄の職務であり社会保険関係業務には無関係と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成2年10月から3年7月までは41万円、同年8月から4年1月までは47万円、同年2月から5年1月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成5年9月30日まで勤務し、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成5年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年9月の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び同年8月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主が平成5年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年3月9日、資格喪失日を44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月9日から44年1月1日まで  
A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社における申立人の上司及び申立人と同時期に入社した複数の同僚等の供述、並びに申立人の申立期間当時の具体的な記憶から判断すると、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に入社した申立人と同郷の同僚4名は、申立人と同じ雇用条件で同一の業務に従事していたとしており、これら4名にはA社において厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

さらに、申立人の出身地に社員の募集に行っていたA社の上司は、入社の際には、全員を厚生年金保険に加入させる旨を説明していたと供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月9日付けで入社している同僚4名の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年3月から43年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和60年3月20日に同社に入社以来、平成18年9月まで継続して勤務したので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社B社に継続して勤務し（昭和61年4月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年2月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付す

る義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月21日から8年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成7年11月から8年5月までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から8年5月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年8月20日以降の9年3月31日に、申立人を含む4名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年4月から同年9月までの期間を、同年4月から同年5月までの期間は44万円、同年6月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月1日から15年10月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、20万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成15年4月から同年9月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（同年4月から同年5月までの期間は44万円、同年6月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。し

たがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年4月から同年5月までの期間は44万円、同年6月から同年8月までの期間は47万円、同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年9月から15年3月までの期間については、当該期間に係る給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成15年12月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年12月までの期間は30万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円、同年4月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から18年3月までの期間は38万円、同年4月から同年6月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年12月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(18万円及び19万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成15年12月から17年8月までの期間は18万円、同年9月から18年6月までの期間は19万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(平成15年12月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年12月までの期間は30万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円、同年4月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から18年3月までの期間は38万円、同年4月から同年6月までの期間は44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年12月までの期間は30万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円、同年4月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から18年3月までの期間は38万円、同年4月から同年6月までの期間は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成 15 年 4 月から 16 年 7 月までの期間を、44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 15 年 4 月から 16 年 7 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月 1 日から 16 年 8 月 20 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、20 万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成 15 年 4 月から 16 年 7 月までの期間については、A 社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 4 月から 16 年 7 月までの期間は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年9月から15年3月までの期間については、当該期間に係る給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成16年4月から18年6月までの期間を、16年4月から17年3月までの期間は22万円、同年4月から18年3月までの期間は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年4月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（18万円及び19万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月16日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成16年3月から17年8月までの期間は19万円、同年9月から18年6月までの期間は18万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成16年4月から18年6月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（16年4月から17年3月までの期間は22万円、同年4月から18年3月までの期間は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年4月から17年3月までの期間は22万円、同年4月から18年3月までの期間は24万円、同年4月から同年6月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年3月については、当該期間に係る給与支給明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成17年4月から同年7月までの期間は28万円、同年8月から18年6月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年4月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、19万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成17年4月から同年7月までの期間は28万円、同年8月から18年6月までの期間は34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年4月から同年7月までの

期間は 28 万円、同年 8 月から 18 年 6 月までの期間は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成16年10月から17年3月までの期間を、16年10月から同年12月までの期間は28万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年10月から17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和50年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年9月16日から17年4月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、22万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成16年10月から17年3月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（16年10月から同年12月までの期間は28万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。し

たがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年10月から同年12月までの期間は28万円、17年1月から同年3月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年9月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料（給与支給明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年9月から15年4月までの期間は22万円、同年5月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から17年3月までの期間は32万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年9月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万円、11万8,000円及び15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成14年9月から15年8月までの期間は11万円、同年9月から16年6月までの期間は11万8,000円、同年7月から18年6月までの期間は15万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成14年9月から15年4月までの期間は22万円、同年5月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から17年3月までの期間は32万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年9月から15年4月までの期間は22万円、同年5月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から17年3月までの期間は32万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成17年7月から同年10月までの期間及び同年12月から18年2月までの期間を、17年7月から同年10月までの期間は47万円、同年12月から18年2月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年7月から同年10月まで及び同年12月から18年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(36万円及び38万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日から18年3月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成17年7月から同年8月までの期間は36万円、同年9月から18年2月までの期間は38万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成17年7月から同年10月までの期間及び同年12月から18年2月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(17年7月から同年10月までの期間は47万円、同年12月から18年2月までの期間は41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月から同年10月までの期間は47万円、同年12月から18年2月までの期間は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年11月については、当該期間に係る給与支給明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成16年12月から18年3月までの期間を、16年12月から17年2月までの期間は26万円、同年3月から18年3月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年12月から18年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(20万円及び22万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月16日から18年4月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成16年11月から17年8月までの期間は22万円、同年9月から18年3月までの期間は20万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成16年12月から18年3月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額(16年12月から17年2月までの期間は26万円、同年3月から18年3月までの期間は28万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月から17年2月までの期間は26万円、同年3月から18年3月までの期間は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年11月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料（給与支給明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 15 年 4 月から 18 年 6 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、28 万円と記録されている。

しかし、A 社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 4 月から 18 年 6 月までの期間は 59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成17年7月から18年6月までの期間を、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年7月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、19万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月から18年6月までの期間は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年6月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料（給与支給明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年9月から18年3月までの期間は44万円、同年4月から同年6月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年9月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円及び24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和36年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成14年9月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成14年9月から17年8月までの期間は22万円、同年9月から18年6月までの期間は24万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成14年9月から18年3月までの期間は44万円、同年4月から同年6月までの期間は47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。し

たがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年9月から18年3月までの期間は44万円、同年4月から同年6月までの期間は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年9月から17年3月までの期間は30万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年9月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（14万2,000円、15万円、16万円及び17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、平成14年9月から15年8月までの期間は15万円、同年9月から16年6月までの期間は14万2,000円、同年7月から17年8月までの期間は16万円、同年9月から18年6月までの期間は17万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成14年9月から17年3月までの期間は30万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び

申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成14年9月から17年3月までの期間は30万円、同年4月から18年3月までの期間は36万円、同年4月から同年6月までの期間は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年9月から17年3月までの期間は26万円、同年4月から18年3月までの期間は28万円、同年4月から同年6月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年9月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、24万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成16年9月から17年3月までの期間は26万円、同年4月から18年3月までの期間は28万円、同年4月から同年6月までの期間は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年9月から17年3月までの期間は26万円、同年4月から18年3月までの期間は28万円、同年4月から同年6月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成16年7月から17年3月までの期間は28万円、同年4月から18年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年7月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出ていることを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、22万円と記録されている。

しかし、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成16年7月から17年3月までの期間は28万円、同年4月から18年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において

確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年7月から17年3月までの期間は28万円、同年4月から18年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成17年5月から18年6月までの期間を、17年5月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から18年6月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成17年5月から18年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月25日から18年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、同社では、給与から実際に控除した厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、20万円と記録されている。

しかし、申立期間のうち、平成17年5月から18年6月までの期間については、A社から提出のあった給与支給明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（17年5月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から18年6月までの期間は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。し

たがって、申立人に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年5月から同年8月までの期間は24万円、同年9月から18年6月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に対して誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年4月については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料（給与支給明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の昭和51年12月及び55年5月から同年7月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年12月10日及び55年5月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、51年12月は12万6,000円、55年5月から同年7月までの期間は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る各申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年12月10日から52年1月1日まで  
②昭和55年5月20日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、同事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②に同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和51年12月10日にB事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから52年1月1日にA事業所において被保険者資格を取得するまでの申立期間①及び55年5月20日にB事業所における被保険者資格を喪失してから同年8月1日にA事業所において被保険者資格を取得するまでの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。

このことについて、A事業所では、当時、申立人はB事業所に勤務しており、昭和51年12月9日及び55年5月19日の同事業所の解散に伴い、申立人は、これら解散のそれぞれ翌日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものの、A事業所の正職員でもあったため、同事業所において速やかに厚生年金保険の資格取得手続を行うべきところ、社会保険事務所に対して申立人の資格取得に係る届出が遅れたため、申立期間①及び②のとおり未加入期間が生じることとなった旨回答している。

また、A事業所では、申立期間①及び②当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和52年1月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、55年8月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間①及び②当時に届出を誤ったことを認めており、また、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が昭和52年1月1日及び55年8月1日を申立人の資格取得日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る51年12月及び55年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月30日から4年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成4年1月31日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月30日となっているが、申立人が記憶していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間当時、同社に継続して勤務していたことは推認することができる。

一方、社会保険事務庁のオンライン記録では、A社は、平成3年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が同日以降の4年4月30日にさかのぼって行われており、また、同日に申立人及び従業員18人が、同社において3年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がさかのぼって行われていることが認められる。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、A社において平成3年6月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同様に、3年9月30日に同資格を喪失した旨の処理が4年4月30日にさかのぼって行われていることが確認できる従業員12人は、いずれも3年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

このように、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理や資格を喪失させる処理等をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社において平成3年9月30日に資格を喪失した旨の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、申立人が申立期間以後に継続して勤務し、同社と事実上同一会社であるB社における資格取得日と同日の4年2月1日であると認められる。

また、平成3年9月から4年1月までの標準報酬月額については、社会保険事務庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月29日から同年12月1日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る人事記録カード及び経歴書により、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和55年12月1日にA社B支店から同社本店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年10月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和55年11月29日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付し

た場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年12月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を35年3月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、32年11月、35年3月及び4月は1万8,000円、同年5月から同年7月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月29日から同年12月1日まで  
② 昭和35年3月19日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、両申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。両申立期間に異動があったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった職歴記録、申立人から提出のあった辞令書及び申立期間の一部を含む雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和32年12月1日にA社B支店から同社D支店に異動、35年3月19日に同社同支店から同社C支店に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記職歴記録により、申立人は、昭和35年3月から同年7月までA社E支店に勤務したことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、同支店は、36年6月1日まで厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかしながら、申立人は、同支店開設準備のため一人で業務を行っていたとしており、給与は隣接するC支店から支給されていたとしていること及び申立期間直後

の35年8月1日から36年6月1日までの期間について、C支店において社会保険被保険者資格を取得していたことが確認できることから、申立期間②について、申立人は、同支店において厚生年金保険の被保険者であったものと考えるのが自然である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、同社C支店における35年8月の社会保険事務所の記録から、同年3月及び4月は1万8,000円とし、同年5月から同年7月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間の社会保険事務所に対する届出の誤りを認めていることから、申立期間①については、事業主から社会保険事務所へ資格の喪失日に係る誤った届出が行われ、申立期間②については、取得日に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年11月及び35年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とする必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の社員名簿及び辞令書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年3月31日から同年5月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和53年8月1日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和53年3月31日から同年5月21日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していた申立人と同じ正社員である従業員が所持している昭和53年4月及び同年5月の給与台帳において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間のうち、53年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年2月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所には、A社は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、同社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和53年3月31日以降も前述の従業員の給与台帳から、同社は事業を継続し

ていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に全喪の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 3 月から同年 4 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間について、当時の事業主は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の取扱いについて確認できないとしている。

なお、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、4 名が申立人を記憶しており、そのうちの 1 名は、申立人が昭和 53 年 6 月までは同社に勤務していたことを覚えていたものの、これらの 4 名は、いずれも申立人の勤務の状況や保険料控除等については、不明としている。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月 22 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が18年11月23日とされ、当該期間のうち、14年4月1日から18年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を14年4月1日とし、同年4月から15年8月までの標準報酬月額を26万円、同年9月から17年2月までの標準報酬月額を28万円、同年3月の標準報酬月額を18万円、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を24万円、同年8月の標準報酬月額を22万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から18年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、法律の改正により70歳まで厚生年金保険に加入できるようになったため、平成14年4月1日から厚生年金保険に再加入することになり、毎月、給与から保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間が、年金支給額に反映されないのは納得できない。

このため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人はA社に昭和58年8月

2日から平成20年4月25日まで継続して勤務していたことが確認できる。また、17年3月及び同年5月から同年10月までの給与明細書及びA社の記録訂正から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録、平成17年3月及び同年5月から同年10月までの給与明細書の総支給額及び厚生年金保険の保険料控除額から、14年4月から15年8月までの期間については26万円、同年9月から17年2月までの期間については28万円、同年3月については18万円、同年4月から同年7月までの期間については24万円、同年8月については22万円、同年9月から同年12月までの期間については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月8日に、事業主が事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年4月から17年12月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和63年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年4月1日に、資格喪失に係る記録を同年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、63年4月は24万円、同年5月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和63年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成6年11月29日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年6月1日まで  
② 平成6年11月29日から同年12月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社には、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人が所持する給料明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によれば、A社は、昭和63年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しか

し、同社は、申立期間①において、法人登記簿により法人格を有していることが確認でき、また、事業主は、申立期間当時の従業員数は6、7名程度であったとしていることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料明細書の支給総額及び保険料控除額から、昭和63年4月は24万円、同年5月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としているが、申立期間①においてA社は適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、A社の回答及び給料明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の支給総額及び保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び社員名簿（人事記録）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年10月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、

申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月10日から同年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社Bセンターに勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された辞令書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し(同社本社から同社Bセンターに異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社Bセンターは、昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社Bセンターは法人事業所であり、同社Bセンターの複数の従業員は、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同社Bセンターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、事業主は、申立期間においてA社Bセンターが適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月10日から同年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社Bセンターに勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び辞令書から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（同社本社から同社Bセンターに異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社Bセンターは、昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社Bセンターは法人事業所であり、同社Bセンターの複数の従業員は、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同社Bセンターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していたか不明をしているが、事業主は、申立期間においてA社Bセンターが適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和54年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月30日から55年1月15日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和54年12月に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額及び保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社Bセンターにおける資格取得日に係る記録を昭和56年8月10日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月10日から同年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社Bセンターに勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された在籍証明書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（同社本社から同社Bセンターに異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社Bセンターは、昭和56年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。しかし、同社Bセンターは法人事業所であり、同社Bセンターにおける申立人の複数の同僚は、申立期間当時の従業員数は20名又は30名程度であったと供述していることから、同社Bセンターは、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年9月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、事業主は、申立期間においてA社Bセンターが適用事業所に該当しながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月13日から同年8月21日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された職員カード（人事記録）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年8月21日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としているが、職員カードには、昭和36年8月21日にD支店のE係に異動した記録とともに、同年7月13日に同支店開設準備員を発令された記録があり、また、この発令日である7月13日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月

の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月21日から同年5月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を36年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月21日から同年5月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、A社C工場の給与明細書から、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年4月21日から同年5月15日までの期間については、申立人が所持する給与明細書及びA社C工場の元従業員の供述により、申立人は同工場に同年5月15日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年5月の給与明細書の保険料控除額から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 36 年 5 月 16 日から同年 5 月 31 日までの期間については、上記の給与明細書により、申立人の勤務期間は、同年 5 月 15 日までと記載されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（24万円、25万円及び24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を24万円、25万円及び24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和52年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成16年3月15日  
② 平成16年7月16日  
③ 平成16年12月15日

①、②及び③の期間において、事業主であるA事務所により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無い。A事務所が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給料支払明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（24万円、25万円及び24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成16年3月15日、同年7月16日及び同年12月15日の標準賞与額（24万円、25万円及び24万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年10月1日に訂正し、41年10月の標準報酬月額を3万3,000円、同年11月及び12月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和45年6月28日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、45年6月及び同年7月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年10月1日から42年1月5日まで  
②昭和45年6月28日から同年8月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社で厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書を持っているので、申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給料計算明細書により、申立人は、A社に昭和41年10月1日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料計算明細書の保険料控除

額から、昭和 41 年 10 月は 3 万 3,000 円、同年 11 月及び 12 月は 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、社員名簿、申立人から提出された給与明細書に昭和 45 年 6 月分の給与が 45 年 7 月 30 日に支払われた旨の記載があること及び自分の退職時期に関する申立人の申立内容から判断して、申立人が B 社に勤務し（同年 6 月 27 日に C 社から関連会社である B 社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 45 年 6 月の社会保険庁のオンライン記録から 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 6 月及び同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年1月1日）及び資格取得日（昭和35年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和35年1月1日から同年5月1日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、途中で退職することなく、昭和34年11月1日から35年8月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和34年11月1日に厚生年金保険の資格を取得し、35年1月1日に資格を喪失後、同年5月1日に同事業所において再度資格を取得しており、同年1月から同年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同様に、大学に通学しながら、A社で新聞配達をしていた複数の同僚は、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに申立期間は、申立人と仕事内容も同じであったことを供述しているところ、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録から判断すると、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額は、53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年8月19日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年4月1日から6年8月19日までの期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から6年7月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年2月22日の翌日の同年2月23日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は53万円から30万円へと訂正されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所において、このように<sup>そきゅう</sup>遡及して、記録訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の53万円と訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員原簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和25年4月1日に同社B支店から同社C本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和25年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(45万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(56万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(42万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(59万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(60万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(45万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、45万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(40万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

賞与明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、平成16年12月17日に、A社から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(35万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賞与支払届における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年11月から14年1月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成11年11月から14年1月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月7日から14年2月5日まで  
② 平成14年4月1日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成11年11月から14年1月までの期間については、申立人及び事業主は、各月の厚生年金保険料は各月に支払われる給与から控除されていた(当月控除)としており、申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額19万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額については、平成11年11月から14年1月までの期間を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としているが、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険

事務所で記録されている標準報酬月額が平成11年11月から14年1月までの長期間にわたり一致していない。このことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成11年10月及び申立期間②については、申立人から提出された給与支払明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人が平成14年4月1日に厚生年金保険の資格を再取得した届出書の処理は、平成15年7月22日に行われており、申立人は、申立期間②を含む1年を超える期間の個人負担分保険料を事業主に支払ったと主張しているが、申立人のその支払について事業主は不明としており、申立人においてもその支払に係る時期及び金額についての記憶が曖昧である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成11年10月及び申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年8月1日から同年10月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年7月30日から33年まで  
② 昭和33年9月ごろから34年1月ごろまで  
③ 昭和35年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、B社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②、A社に勤務した申立期間③について加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、全期間とも勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について

申立人は、B社に6か月以上勤務していたとしているが、同社は既に全喪しており、事業主も死亡していることから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除の状況を確認できない。

また、申立人から提出された写真について、申立人は申立期間当時に撮影したものであると説明しているが、当該写真に写っているB社の同僚9人のうち3人は申立期間前に同社において厚生年金保険の資格を喪失しており、当該3人のうち一人は申立期間に別の会社で厚生年金保険の加入記録があることから、当該写真は、申立期間以外の時期に撮影された可能性がある。

そこで、写真に写っている同僚9人（うち4人は死亡）及び社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿から、昭和32年6月以前に、同社の厚生

年金保険に加入したことが確認できる従業員 8 人に文書照会したところ、回答のあった 10 人のうち 7 人が申立人を記憶していたが、いずれも申立人が同社で勤務した期間までは特定できないと回答している。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 2 申立期間②について

C社は、同社が保有する従業員の厚生年金保険の資格取得日と喪失日を記載した資料に、申立人の名前が記載されていないため、申立人に関する厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料控除の状況は不明と回答している。

そこで、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員 16 人に文書照会したところ、回答のあった 14 人のうち 3 人が申立人を記憶していたが、申立人が同社で勤務した期間までは特定できないとしている。

また、複数の従業員は、「当時、C社は半年程度の試用期間があり、臨時工の者は全員厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時において、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 3 申立期間③について

社会保険事務所の保管するA社の被保険者名簿から、申立期間に同社の厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 10 人に勤務実態を文書照会したところ、回答のあった 8 人のうち 4 人が申立人が勤務していたことを記憶しており、そのうち昭和 35 年 8 月 1 日から同月 22 日まで同社での厚生年金保険加入期間のある者は、自分が勤務していた全期間、申立人が勤務していたと回答している。

また、A社の当時の総務担当者は、「厚生年金保険への加入を希望しない者を除き、入社と同時に全員、厚生年金保険に加入させ保険料を控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 35 年 8 月 1 日からA社に

勤務し、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和35年10月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖し、事業主も死亡しているため、確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、給与支払明細書で、昭和49年10月の厚生年金保険料が控除されていたことは明らかなので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和49年9月及び同年10月の給与支払明細書により、申立人は、A社に49年10月31日まで勤務し、事業主により申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和49年10月の給与支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万2,000円）又は給与支給総額に見合う標準報酬月額（8万6,000円）のいずれか低い額を認定することとなるので、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に解散しており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和52年8月13日であると認められることから、同社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。  
なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月13日から同年9月13日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和52年8月13日付けで親会社であるB社C支店からA社へ出向した際、事務ミスにより、厚生年金保険の空白期間が生じたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録等から、申立人は、昭和52年8月13日からA社に勤務したことが認められる（52年8月13日にB社C支店からA社に出向）。

また、A社が所属する厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所への資格取得届および標準給与決定通知書の用紙は5枚複写であり、健康保険組合、厚生年金基金、社会保険事務所にそれぞれ提出することにしており、A社から提出された厚生年金基金に対する資格取得および標準給与決定通知書（昭和52年9月20日受理）をみると、資格取得日の「昭和52年9月13日」に線が引かれ「昭和52年8月13日」に修正されている。

さらに、A社が所属する健康保険組合の被保険者情報照会記録においても、申立人は、昭和52年8月13日に健康保険の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人の資格取得日を一旦、昭和52年9月13日として届けたが、後日、申立人の資格取得日を同年8月13日

に訂正して厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所に再提出したものである。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された厚生年金基金への資格取得届の記録から、22万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年7月30日）及び資格取得日（同年8月11日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月30日から同年8月11日まで

A社に昭和29年8月20日から46年3月12日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年6月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間にかかる厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年5月8日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年12月から8年4月までの標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年6月30日まで

A社に平成7年2月1日から8年6月30日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を引かれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人が平成8年8月31日までA社に継続して勤務していたことが認められるところ、社会保険庁のオンライン記録では、8年5月8日を処理日として、7年12月31日付けで申立人の資格喪失処理が行われており、併せて、同日付けで同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理も行われている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、A社において申立人と同様に、平成8年5月8日を処理日として、7年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が20名おり、また、同日付けで標準報酬月額の訂正・取消処理が行われている者が14名、資格喪失日の取消し処理が行われている者が5名いる。

上記を踏まえると、A社は平成8年5月8日においては、適用事業所としての要件を満たしていると認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人に係る平成7年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該資格喪失処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が申立人に係る資格喪失の処理を行った8年5月8日であると認め

られる。

また、平成7年12月から8年4月までの標準報酬月額については、7年12月の社会保険庁のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成8年5月8日から同年6月30日までの期間については、雇用保険の記録によりA社に勤務していたことは認められるものの、A社の事業主は、平成8年5月8日に同社を厚生年金保険の適用事業所としない手続を行ったことを、経理担当であった申立人に伝えたと供述しており、同社は、同日以降の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたとは考え難い。

また、申立人は、A社は給与の支払が滞ったため、B事業団に未払賃金の立替払いの手続を行い、平成11年12月に134万8,500円の支払を受けたことを供述しており、同立替払金からは厚生年金保険料等は控除されないこととされている。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち平成8年5月8日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月30日から12年1月1日まで  
A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成11年12月30日とされているが、同社には、同年12月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された給与明細書により、申立人が同社に平成11年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、平成11年11月の社会保険庁のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったことを認めていることから、事業主は平成11年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年6月21日から34年1月8日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月21日から34年1月8日まで  
② 昭和35年1月ごろから36年9月ごろまで

ねんきん特別便の記録を見て、申立期間①について脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。しかし、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、社会保険事務所に確認したところ、申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。申立期間②については、A社に勤務していたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る脱退手当金は、申立期間①に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和35年5月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の期間後の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い上、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間①の期間だけ支給され、支給日より近い被保険者期間については支給されないということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については正確な記憶が無いと供述している。

また、申立期間当時のA社の採用担当責任者は、申立人を同社の社員として採用した記憶は無いと供述しており、申立人が一緒に勤務していたとする上司や、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、勤務していたことが確認できた複数の従業員からも、申立人が申立期間において同社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる旨の供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から、上述の上司についても、申立期間については厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できるほか、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月2日から同年5月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成2年4月の入社以来、現在までA社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、賃金台帳、事業主の証明及び供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成2年5月7日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を40年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月21日から41年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の一部について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。社内での異動はあったものの、申立期間についても同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された在籍証明書及びC健康保険組合の加入証明書から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和40年10月21日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和63年2月1日から平成5年3月末までA社に継続して勤務しており、その間の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書、同僚の給与明細書及び供述により、申立人は申立期間について、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び平成4年11月の社会保険事務所の記録から20万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、A社は、商業登記簿謄本から、申立期間についても法人事業所であったことが確認できること、また、上述の同僚の供述及び全喪前の記録等から、5名程度の従業員が常時勤務していたことが確認されたこと等から、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行って

いなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、平成9年11月1日に資格を喪失しており、同日から10年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。A社には、平成19年8月まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所であるA社は、社会保険事務所の記録では、平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、10年6月1日に再度適用事業所となっている。

また、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において平成元年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、9年11月1日に資格を喪失後、10年6月1日に同社において再度資格を取得しており、9年11月から10年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の事業主及び同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、平成9年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、A社から社会保険事務所へ提出され、同年12月24日に社会保険事務所で受理された健康保険厚生年金保険新規適用届には、事業所の適用年月日が同年11月1日と記載されていることから、同社は継続して厚生年金保険の適用を受けるための手続きを行ったことが確認できる。さらに、同時に提出された健

康保険厚生年金保険の適用除外承認申請書に厚生年金保険被保険者が7名記載されており、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。以上のことから、社会保険事務所が同年11月1日に申立人の厚生年金保険の資格の喪失の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成10年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年10月の社会保険庁のオンライン記録から38万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和31年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月31日から同年11月6日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に昭和30年4月1日から平成元年3月31日まで勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和31年10月31日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役であったが工場長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年9月30日）の後の平成10年10月7日付けで、9年9月1日にさかのぼって9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成6年7月20日に取締役就任し、9年3月25日時点で引き続き取締役であることが確認できるが、雇用保険の加入記録から、申立人は、当該訂正処理が行われた10年10月7日より前の同年8月31日に同社を退職していることが確認できる上、同社の経理担当役員は、「申立人は、当時、工場長であり、厚生年金関係事務には関与していなかった」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成9年9月から10年8月までは47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、29年6月から30年4月までを7,000円、同年5月を8,000円、同年6月を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から同年6月1日まで  
② 昭和29年7月25日から30年7月1日まで  
③ 昭和30年10月から31年10月1日まで

A社で勤務した申立期間①及び②、並びにB社C工場（現在は、D社）で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和29年7月25日から同年12月31日まで、及び30年5月1日から同年6月30日までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和30年1月1日から同年4月30日までの期間については、申立人のA社勤務時における具体的な記憶から判断して、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。さらに、当該期間の前後には厚生年金保険料の控除が認められる関連資料があることから、当該期間についても、厚生年金保険料が控除されていたと判断することが妥当である。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票の

厚生年金保険料控除額から、昭和 29 年 7 月から 30 年 4 月までを 7,000 円、同年 5 月を 8,000 円、同年 6 月を 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、申立人は、昭和 29 年 3 月から A 社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、事業主の連絡先を把握することはできず、申立人が記憶している上司、同僚の 4 名についても死亡又は連絡先が不明であり、申立人の申立期間当時の勤務の実態や保険料控除等について聴取することはできない。

また、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む前後の期間に被保険者資格を取得した者で連絡先を把握した従業員 9 名に照会し、7 名から回答を得たところ、このうち 2 名については、自身が記憶している入社日から被保険者資格を取得するまでに、3 か月から 1 年半程度の期間を要していることが確認できる（残り 5 名は、入社日は不明と回答）。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A 社には入社後の見習期間が 3 か月程度あり、申立期間については見習期間だと思うので、同期間は厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、申立人は、昭和 30 年 10 月から B 社 C 工場で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B 社 C 工場は、「申立期間当時の資料は保存されておらず、当時の事業主は既に死亡しており、当時から在籍していた従業員もいないため、当時の厚生年金保険の取扱い、試用期間の有無、保険料控除等については確認できない。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管している B 社 C 工場の被保険者名簿から、申立期間を含む前後の期間に被保険者資格を取得した者で連絡先を把握した従業員 20 名に照会し、12 名から回答を得たところ、このうち 4 名については、自身が記憶している入社日から被保険者資格を取得するまでの間に、3 か月から 7 か月の期間を要していることが確認できる（残り 8 名は、入社日は不明と回答）。

さらに、上記4名のうち1名は、「同社では見習期間が3か月あり、当該期間には厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成14年5月から同年12月までは62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月16日から15年1月31日まで

A社に勤務していた申立期間について、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年5月から同年12月までは62万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成15年1月31日以降の同年2月6日に、申立人を含む7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人においては、14年5月から同年12月までの標準報酬月額が、62万円から9万8,000円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の62万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録については、平成12年9月を59万円、同年10月及び同年11月を62万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月1日から同年12月16日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成12年9月から12年11月までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額より著しく低額に訂正されている。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成12年9月については59万円、同年10月及び同年11月については62万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所<sup>そきゅう</sup>でなくなった日(14年3月1日)の後の14年3月12日付けで、12年9月1日に遡<sup>そく</sup>及して、標準報酬月額が15万円に減額処理されている。

さらに、申立人は、上記減額処理について知らなかったと供述している上、商業登記簿により、上記の減額処理が行われた当時、申立人は、A社の役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成12年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>を遡<sup>そく</sup>及して減額処理する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額(平成12年9月は59万円、同年10月及び同年11月は62万円)に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年5月から4年1月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年5月1日まで

社会保険庁のオンライン記録では、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、退職後に引き下げられている。また、平成4年5月頃退職したはずであるのに、資格喪失日が同年2月21日となっている。標準報酬月額を訂正前の記録に戻すとともに、4月末まで被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立期間のうち、平成3年5月から4年1月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年1月31日）の後の5年9月7日付けで、申立人を含む11名の標準報酬月額が遡及して減額処理されており、申立人の場合、3年5月1日に遡及して8万円に減額処理されている。

また、社会保険庁のオンライン記録では、上記減額処理が行われた当時、申立人は、既に厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認でき、上記の減額処理について知らなかったと供述している上、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人が、A社の役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間のうち、平成3年5月から4年1月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正

があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（50万円）に訂正することが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成4年2月21日から同年5月1日までの期間については、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は当初より平成4年2月21日とされ、遡及訂正はされていない。

また、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、平成4年2月21日から同年5月1日までの期間に係る申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、申立人の記憶する同僚1名は、申立人の退職の時期については分からないと供述しており、社会保険庁のA社に係る被保険者記録から申立期間当時被保険者であったことが確認できた従業員2名（平成4年3月に入社）は、申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、平成4年2月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年12月から5年5月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年8月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立期間のうち、平成4年12月から5年5月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年8月31日）の後の7年3月3日付けで、4年12月1日に遡及（他に2名の標準報酬月額も同日付けで遡及）して、申立人の場合、標準報酬月額が18万円に減額処理されている。

また、申立人は、A社に教師として勤務しており、上記の減額処理については、知らなかったと供述し、同僚1名も、申立人は社会保険の手続に関与していなかったと供述している上、商業登記簿により、上記の減額処理が行われた当時、申立人が同社の役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間のうち、平成4年12月から5年5月までの期間に係る標準報酬月額を遡及して減額処理する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（36万円）に訂正することが妥当であ

る。

一方、申立期間のうち、平成5年6月及び同年7月の標準報酬月額については、平成4年12月から5年5月までの期間とは異なり、遡及して減額処理されていない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、平成5年6月及び同年7月に係る保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成5年6月及び同年7月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成5年6月及び同年7月について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年5月まで

私は、昭和46年2月に勤務していた会社を退職した後すぐに、市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立人は、国民年金に任意加入して申立期間の保険料を納付する必要があるが、申立人は、国民年金に任意加入した時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年6月に任意加入したことが確認できる上、制度上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から48年3月まで  
私の国民年金は、亡妻が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、また、妻も申立期間の保険料が未納であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年9月まで

私は、妻と一緒に暮らし始めた昭和46年12月ごろ、国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入場所等の加入状況に関する記憶が曖昧であり、また、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付方法等の納付状況に関する記憶が不明確である上、妻も申立期間の保険料は未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、妻と共に昭和52年8月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から47年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から47年9月まで  
② 昭和48年1月から同年3月まで  
③ 昭和48年7月から同年11月まで

私の夫は会社を退職後に、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時居住していた区における保険料の通常の納付方法であった印紙検認方式及び納付書方式によって納付した記憶が無く、夫婦共に申立期間は未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 4 月まで

私は、昭和57年6月に会社を退職した後、市役所から加入勧奨の通知が届き、国民年金に任意加入し、3か月分の国民年金保険料を3回納付し、4回目には4か月分を納付した。領収書を国民年金手帳に貼付していたが、平成18年に社会保険事務所に手帳を預けたまま返却されていない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、任意加入手続をした時期及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 57 年 6 月に退職後、市役所から加入勧奨の通知が届いたことから、国民年金に任意加入したと説明しているが、市役所では、当時、届出がなければ厚生年金保険の被保険者資格喪失日を把握できなかったことから、本件のような場合に国民年金の加入勧奨はできなかったと説明している。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 5 月に任意加入手続をしたことが確認でき、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から52年12月までの期間、59年4月から同年9月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から52年12月まで  
② 昭和59年4月から同年9月まで  
③ 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和54年6月に結婚式を挙げた後、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できるという通知を受け取り、40万円前後を納付した。国民年金に加入してからは、保険料を納付していたはずである。申立期間③については、途中でやめているはずがなく、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料を一括納付した時期及び納付場所、当該期間中の厚生年金保険加入期間に係る特例納付の取扱いに関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧であり、申立期間③については、申立人は、昭和59年10月31日に被保険者資格を喪失し同月から未加入とされており、任意加入被保険者の資格喪失は基本的に被保険者からの申出により処理され、資格喪失後は納付書が発行されないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 9 月まで

私は、結婚後の昭和 55 年 11 月ごろに妻と一緒に国民年金の加入手続きをし、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は納付書で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び妻は申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの保険料については、62 年 11 月にさかのぼって納付したものの、時効期間経過後の納付であったため、還付処理されていることが確認でき、このことから、当該期間は当時未納期間であり、かつ、過年度納付によっても納付することができなかつたと考えられるなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年6月までの期間及び51年6月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年4月から45年6月まで  
② 昭和51年6月から60年9月まで

私の父は、私が20歳になった昭和43年4月ごろに国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてきていたはずである。また、私は、結婚後の昭和55年11月ごろに夫と一緒に国民年金の加入手続きをし、過去の保険料をさかのぼって納付した。その後は納付書で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の国民年金加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き等をしたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人及び申立人の夫が、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び夫は当該期間の保険料納付に関する記憶が曖昧である。また、当該期間のうち、昭和60年7月から同年9月までの保険料については、62年11月にさかのぼって納付したものの、時効期間経過後の納付であったため、還付処理されていることが確認でき、このことから、この期間は当時未納期間であり、

かつ、過年度納付によっても保険料を納付することができなかったと考えられるなど、申立人及び夫が当該期間の保険料納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 8 月ごろの時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から平成5年3月まで

私は、会社を退職して独立する準備をしていた時期に、父から、「国民年金保険料を納めておく。」と言われたことを記憶しており、父が亡くなってからは兄が継続して納めてくれていたと思う。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親の死亡後、申立人の保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の兄は、申立人の保険料を納付したことに<sup>あいまい</sup>する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間当時は父親及び兄とは別の都道府県に居住し住民登録もしていたため、父親及び兄の居住地において申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできないなど、父親及び兄が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無く、居住していた区及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も確認できない上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月及び同年4月、同年7月、48年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和23年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和47年3月及び同年4月  
② 昭和47年7月  
③ 昭和48年9月から49年3月まで

私は、現住所に引っ越した後、過去の未納期間の国民年金保険料を市役所でさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現住所に引っ越した後に市役所で申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人が現住所に引っ越したのは昭和59年12月であり、引っ越し後の期間においては、特例納付は既に終了している上、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の納付記録のうち、昭和47年3月から48年9月までの厚生年金に係る資格得喪記録は平成14年5月に追加されており、当該記録追加の前には、当該期間は国民年金加入期間であったと考えられるものの、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

当時婚姻していた私の夫は、昭和49年12月に私と一緒に国民年金に加入し、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。夫は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

さらに、申立人は申立期間について、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとしているが、夫婦連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月時点で、60歳になるまで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間を満たすことができる。一方、申立人の夫は、手帳記号番号が払い出された時点で、過年度納付及び特例納付しなければ、60歳になるまで保険料を納付しても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、申立期間の自身の保険料を特例納付及び過年度納付したものと考えられるなど、申立人の夫が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から52年8月まで

私は、次男が通っていた小学校のPTAで知り合った友人に勧められて、昭和44年9月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区が申立期間中の昭和45年6月まで実施していた納付方法と相違している上、納付していたとする金融機関では45年6月まで保険料の収納を取り扱っていなかったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月に国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年10月に国民年金に加入し、36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を区の集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間以後に交付されたと考えられる国民年金手帳以外には、申立期間当時の国民年金手帳についての記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 53 年ごろに、国民年金保険料を納付していた区の集金人から過去の未納保険料の納付を勧められ、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付期間等の記憶が曖昧である。また、納付したとする夫婦二人分の保険料の金額は、申立期間の申立人の保険料及び第 3 回特例納付により納付済みとされている夫の昭和 36 年 4 月から 42 年 7 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の納付金額と大きく相違する。

さらに、申立人は、保険料をさかのぼって納付したとする昭和 53 年時点で、60 歳になるまで保険料を納付すれば、国民年金の受給資格期間を満たすことができる。一方、申立人の夫は、当該納付時点で、第 3 回特例納付により保険料を納付しなければ、60 歳になるまで保険料を納付しても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、夫の保険料を納付したとする申立人は、夫が受給資格期間を満たすのに必要な納付月数を考慮して、昭和 51 年 4 月から 60 歳になるまで保険料を納付すれば、納付済み期間がちょうど 300 か月になるよう、第 3 回特例納付により 75 か月分の保険料を特例納付したものと考えられるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月及び同年2月

私は、会社退職後の平成5年1月に国民年金の再加入手続をした。その時納付書を作成してもらい、国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の再加入手続の時期、手続の場所等の記憶が曖昧である上、申立期間前の厚生年金被保険者期間が平成10年6月に記録統合される前は、申立期間は未加入期間として記録管理されていたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間の資格取得の記録は、申立人の所持する国民年金手帳の記載及びオンラインの記録から、平成7年以降に転居した後の区役所にて10年6月に記録をさかのぼって追加されたことが推認でき、再加入手続を行った10年6月の時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、5年1月に再加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から62年4月までの期間及び63年5月から平成元年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から62年4月まで  
② 昭和63年5月から平成元年9月まで

私は、会社を退職した昭和59年1月に、国民健康保険への切替えと同時に国民年金の加入手続をしたことを記憶している。その後、結婚をするまで国民健康保険と国民年金の保険料を続けて納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料の納付方法及び納付金額等についての申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年10月時点では、申立期間は未加入期間で制度上保険料をさかのぼって納付できない期間である上、申立人は、別の国民年金手帳を所持していたことの記憶も無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、両親が昭和 43 年 9 月ごろ、国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間は平成 9 年 6 月の記録整備により生じた未加入期間であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から47年1月まで

私は、昭和40年9月ごろ、勤めていた会社を退職した際、区役所の出張所に勤めていた友人から常々国民年金の大切さを聞かされていたことから、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入時期、保険料の納付方法、保険料額等に関する申立人の記憶は曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、申立期間の大部分である40年9月から44年9月までは既に時効により保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、57年1月から同年3月までの期間、58年4月から同年12月までの期間、59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで  
② 昭和56年4月から同年9月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで  
④ 昭和58年4月から同年12月まで  
⑤ 昭和59年4月から同年9月まで  
⑥ 昭和60年1月から62年3月まで

私は、夫と自分の二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。二人分の保険料を1回まとめて納付したこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の夫が亡くなった平成元年7月の5、6年前に夫婦二人分の保険料23万円を1回まとめて納付したとしているが、申立期間は特例納付可能期間では無く、保険料の納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を同時に納付していたと主張しているが、申立期間は夫の保険料も未納であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月から平成元年 9 月まで

私は、申立期間当時、金融機関の口座振替により国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は金融機関で口座振替により申立期間の保険料を納付していたと説明しているが、60 歳以上の者が国民年金に任意加入することができるようになったのは昭和 61 年 4 月からであり、60 年 12 月の時点では、制度上任意加入することはできず、保険料を納付することはできない。また、社会保険庁の記録では、申立人は、平成元年 10 月 3 日に任意加入しており、任意加入の場合には制度上、さかのぼって保険料を納付することができない上、申立人の取引金融機関に保存されている口座振替依頼書から、平成元年 10 月 3 日に口座振替の新規申込を行っていることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から50年12月まで

私は、結婚のために会社を退職した後、昭和43年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、区役所の窓口で20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付し、以後の保険料は3か月ごとに納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額等に関する記憶が曖昧である上、昭和45年6月まで採られていた印紙検認方式による保険料納付の記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年ごろに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和53年5月であり、当該時点は、第3回特例納付実施期間外である上、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

私は、市役所で転入手続をした際、国民年金に加入した。その後郵送されてきた納付書により3か月ごとに郵便局で国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は申立期間当時に国民年金手帳は所持していなかったと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年3月まで

私は、昭和35年10月ごろ、区役所の職員が来訪した際、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人の3か月分の保険料を納付した。その後翌年2月ごろ、その職員が再び自宅を訪れたので、私は夫婦二人の3か月分の保険料を再度納付した。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと主張している昭和35年10月から36年3月までの期間は保険料の徴収を行っていない期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人及びその妻は、区役所職員が来訪した際の状況については、具体的に記憶しているものの、年金手帳が交付された時期に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた区の区報によると、昭和35年10月1日から区役所職員が戸別訪問により国民年金の加入手続事務を行っていたが、保険料の徴収事務は36年4月からの開始であり、区役所職員による出張検認は37年4月から行われていたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から36年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年3月まで

私の夫は、昭和35年10月ごろ、区役所の職員が来訪した際、国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人の3か月分の保険料を納付した。その後翌年2月ごろ、その職員が再び自宅を訪れたので、夫は夫婦二人の3か月分の保険料を再度納付した。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと主張している昭和35年10月から36年3月までの期間は保険料の徴収を行っていない期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人及びその夫は、区役所職員が来訪した際の状況については、具体的に記憶しているものの、年金手帳が交付された時期に関する記憶は曖昧である上、申立人が申立期間当時居住していた区の区報によると、昭和35年10月1日から区役所職員が戸別訪問により国民年金への加入手続事務を行っていたが、保険料の徴収事務は36年4月からの開始であり、区役所職員による出張検認は37年4月から行われていたことが確認できるなど、申立人の夫が、申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から52年3月まで

私の妻は、昭和50年9月に転居した先の町で、申立期間の私の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、国民年金の加入手続をした時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 5307

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の母は、町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録がなく、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から58年9月まで

私は、紺色の制服を着た集金人に過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと鮮明に記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、「集金人は、郵便局の職員だと思うが、区役所の職員かもしれない。納付した時期は、申立書には昭和56年6月ごろと書いたが、58年10月ごろが正しいと思う。ただし、60年12月の可能性もある。納付した金額は、44万円程度であり、正確な金額は憶えていない。」と説明しており、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年6月までの期間、10年4月及び同年5月、10年11月から13年10月までの期間並びに13年12月から14年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月から同年6月まで  
② 平成10年4月及び同年5月  
③ 平成10年11月から13年10月まで  
④ 平成13年12月から14年4月まで

私は、国民年金に加入以後、遅れることはあっても、国民年金保険料を必ず納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付時期、納付方法、納付場所等の記憶が曖昧である。また、申立人は申立期間当時、自営の仕事は安定しておらず、金銭があるときに保険料をまとめて納付したと供述している上、申立期間①、③及び④の直後の保険料はいずれも時効直前に過年度納付されていることを踏まえると、保険料を納期限内に納付することが困難な状況にあったと考えても不自然ではなく、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を二重に納付した領収書を所持している。社会保険事務所は申立期間の保険料を還付したと説明しているが、私は還付を受けた記憶も、還付手続をした記憶も無く、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した領収書を2枚所持しており、申立人が同期間の保険料を二重に納付したことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料について、還付処理されていることについての不自然さは見られない。

また、申立人の還付整理簿には申立人への還付金額、還付期間、還付事由、還付決定日及び支払日が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点はなく、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 5317

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 47 年 3 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、区役所から送付された納付書により郵便局で納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金への加入手続きを行った時期、保険料を納付した期間等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 48 年 3 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から56年2月まで

私は、大学を退職した翌月の昭和47年4月に区の出張所で国民年金の加入手続をし、56年3月に婚姻するまで自宅近くの郵便局で納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の形状等及び保険料の納付頻度、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 49 年 8 月まで

私は、長女を出産した昭和 43 年 10 月ごろ区の地域センターで国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額等の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が居住していた区の申立期間当初の納付方法と合致せず、保険料を納付したとする金融機関は、申立期間中の昭和 45 年 10 月まで開設されていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 9 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から52年3月まで

私は、昭和55年6月に申立期間を含む102か月分の国民年金保険料を納付した。55年6月25日付けの領収書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する2通の昭和55年6月25日付け領収書には、43年10月から52年3月までの納付期間、102か月の納付月数、納付月数を第3回特例納付により納付した場合の保険料相当額及び第3回特例納付による納付であることを示す文字「付則4条」が記載されているものの、申立人は、当該領収書に記載された保険料相当額以外に第3回特例納付により保険料を納付したことはないと説明していること、当該領収書に記載された納付月数は、第3回特例納付により納付済みとされている36年4月から44年9月までの期間の月数と一致すること、及び特例納付は、制度上先に経過した月の分から順次行うこととされていることから、申立人が55年6月に第3回特例納付により納付した保険料は、納付済みとされている36年4月から44年9月までの期間に付け替えられたものとするのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の徴収が開始された時から定期的に国民年金保険料を納付してきたはずである。加入後に 36 か月分も未納にすることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳が交付された昭和 40 年 5 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 46 年 3 月までの期間、46 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 46 年 9 月及び同年 10 月

私が 20 歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。母から証書のようなものを見せられたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の長兄及び次兄は、20 歳到達時から厚生年金保険に加入するまでの約 2 年間については、国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していたかどうか分からないと説明しており、居住していた区及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 41 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 41 年 4 月まで

私の国民年金の加入手続は、当時、住み込みで働いていた会社の事業主が行い、国民年金保険料は事業主の配偶者が給与から天引きして納付してくれていた。退職した後、事業主から保険料を立て替えたことと連絡があり、立替分を払いに行ったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた事業所の事業主の配偶者が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行ったとする事業主は、申立人の国民年金の加入手続に関する記憶が不明確である上、保険料を納付していたとする事業主の配偶者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、給与から毎月保険料が天引きされ、領収証書を受け取っていたと説明しているが、申立期間当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であり、過年度納付を除き、領収証書は交付されないことなど、事業主の配偶者が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 41 年 12 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月から49年3月まで

私は、昭和44年10月に結婚し、夫に「国民年金保険料を払っておかないと将来年金がもらえないよ」と言われ、結婚の翌年ぐらいに自分で区役所に行き国民年金の加入手続をした。保険料は、主に夫が、信用金庫の職員が店に集金に来たときに渡し、ときどき私が区役所の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、この時期は特例納付ができる時期ではあったものの、申立人には数年分をまとめて納付した記憶が無い上、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで

私は、平成14年9月に区役所国民年金課に電話で被保険者資格喪失の相談した後、翌月に同課へ出向き、申立期間の国民年金保険料の6か月分を一括で前納し、半年後から当該資格を喪失する手続を済ませたはずである。申立期間が未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が半年分の保険料を一括納付したとする保険料額及び納付方法等に関する記憶が曖昧である上、申立人は、被保険者資格を平成14年10月4日に喪失しており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できない期間であること、申立期間の保険料を納付していたとすれば、過誤納還付処理が行われるがその事実は認められないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から45年3月までの期間及び46年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から45年3月まで  
② 昭和46年4月から48年9月まで

私は、昭和49年ごろ、自宅に遊びに来ていた妻の姉から、「今なら未納分の国民年金保険料をすべてさかのぼって納付できる」と聞いたことをきっかけに、すべての未納期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付した保険料の総額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間①直前の昭和36年4月から41年9月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付したことが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 55 年 3 月まで

私は昭和 48 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、父の口座からの振替納付か、両親による農協での納付書納付により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日を申立期間の始期の根拠としているが、当該年月日は、被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格喪失日等を基に特定されるものであり、実際に国民年金に加入手続をした時点又は保険料納付を開始した時点を表わすものではない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 1 日から 24 年 1 月 10 日まで  
昭和 60 年 8 月 2 日付けで、社会保険事務所から、申立期間について、脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。  
しかし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の事業所を退職後の昭和 24 年 4 月 15 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年 8 月 11 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 2 日から 36 年 11 月 1 日まで

平成 19 年 8 月に、昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 4 月 1 日までの期間について年金記録確認第三者委員会に申立てを行い、脱退手当金を受給していないと認められたが、申立期間①についても、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金を受給しているが、社会保険事務所の職員に脱退手当金を支払った記録が無いと言われたので申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②については脱退手当金の受給を認めている上、受給を認めている申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①の記号番号に重複整理された記録があり、申立期間①及び②を併せた脱退手当金の請求に伴い重複整理が行われたと考えられ、申立期間①及び②を併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 37 年 12 月 27 日の直前の同年 11 月 15 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 9 月 30 日まで  
65 歳の時に社会保険事務所で年金の裁定手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、元同僚に聞いたところ、脱退手当金はもらっておらず、老齢厚生年金として受給しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 9 月 30 日の前後 1 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 7 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 4 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 11 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に

係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 5 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 11 月 1 日から 34 年 5 月 30 日まで

60 歳の時に、年金受給の手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとする時期には、社会保険事務所から離れた場所に住んでいた上、脱退手当金に関する通知を受けたことや、受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 5 月 30 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 34 年 10 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3417

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 6 日から 34 年 8 月 24 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 2 日から 35 年 7 月 26 日まで  
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から 40 年 2 月 11 日まで

平成 5 年ごろ、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間における最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 2 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 7 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 5 月 14 日に支給決定されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月 21 日から 44 年 10 月 31 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 12 月 26 日まで

平成 20 年 5 月ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 18 日から 38 年 9 月 1 日まで

寡婦年金を受給する際に、申立期間の脱退手当金が支給されていることを初めて知ったが、多忙のためそのままにしていた。その後、ねんきん特別便が届き、再度社会保険事務所で年金記録を確認したが、やはり申立期間については、脱退手当金が支給されているとのことだった。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は昭和40年2月ごろ国民年金に加入しているが、その際の資格取得日が申立期間と重複する38年1月4日となっていることを踏まえると、その時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難いほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から37年11月8日まで  
平成19年12月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、脱退手当金の請求を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年11月8日の前後5年以内に資格喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち3名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和38年3月1日の直前の同年1月19日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年から19年10月1日までの期間について、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間のうち21年10月1日から28年までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年から19年10月1日まで  
② 昭和21年10月1日から28年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及び、B社に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に私の夫が勤務していたことは確かだと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所のA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿で、申立人は昭和18年1月16日に被保険者資格を取得し、19年12月12日で被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は厚生年金保険法の施行日(昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険料徴収までの施行準備期間)と同日の19年10月1日となっている。

一方、申立期間①のうち、昭和17年から同年6月1日までの期間については、健康保険のみ被保険者となれる期間である。

また、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間については、労働者年金保険法の適用期間であるが、同法では、筋肉労働者の男子工員のみ

が労働者年金保険の被保険者となれるところ、申立人の妻は、「申立人は営業として勤務していた。」と供述していることから、労働者年金保険の被保険者となることができない。

- 2 申立期間②について、申立人の妻は、申立人がB社に勤務していたことは記憶しているものの、入社日及び退社日を含む就労期間等勤務状況に関してはほとんど不明であり、申立人が記憶していた上司・同僚等は既に他界していることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、B社は、昭和25年3月31日に全喪しており、申立期間のうち同年4月1日以降は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

そこで、社会保険事務所のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間当時に同社に在籍していた従業員（故人）の配偶者に、当時の申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の取扱い状況を照会したところ、申立人のことを記憶しているが勤務期間については不明としている。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。また、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで  
② 昭和 31 年 3 月ごろから 32 年 8 月 31 日まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①にはA社に、また、申立期間②にはB社に勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において測量補助員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」としており、また、同社では、「現在も、4月から9月まで、また10月から翌年3月までの各6か月の雇用契約期間で測量補助員を臨時職員として雇用しているが、測量補助員は社会保険には加入させていない。」と供述している。

さらに、申立人は、当時のA社での上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間の一部についてC社において厚生年金保険の被保険者となっている。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社に看護補助員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和43年5月1日であり、申立期間において、同

社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、B社では、「申立期間当時の資料を保存していないので、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料控除等について確認することはできない。」としており、また、「厚生年金保険適用事業所以前の期間において厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、申立人は、B社における当時の同僚等の氏名を記憶していないため、同僚等から申立内容に係る事情を聴取することができない。

加えて、社会保険事務所が保有するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者整理番号の欠番やさかのぼり訂正等の記載における不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における、厚生年金保険被保険者としての記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月 1 日から 55 年 9 月まで  
② 平成 7 年 1 月 31 日から同年 2 月まで

厚生年金保険の加入状況について、職歴と照らし合わせ、漏れ、誤りはないと思うが、国民年金の記録を申し立てるにあたり、厚生年金保険についても調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 54 年 1 月 1 日から 55 年 9 月まで勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所における申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日は 54 年 1 月 1 日、資格喪失日は 55 年 9 月 26 日とされていることから、同期間は申立期間と一致している。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、B社において、平成 7 年 1 月 31 日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、また、同日付けで、同社は厚生年金保険適用事業所の全喪手続が行われていることが確認できる。

また、申立人はB社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した以降の平成 7 年 1 月分から同年 8 月分までの国民年金保険料を納付しており、申立人が居住していた区における国民健康保険の加入記録についても、7 年 1 月 31 日から 16 年 10 月 30 日までの期間について、加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 9 年 9 月 30 日のうちの約 1 年  
間

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、重機運転手として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る労働者名簿及びA社事業主の供述から、申立人は、平成 6 年 7 月 25 日から同年 12 月 15 日までの間を、同社で日雇いの臨時作業員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社では、「平成 8 年ごろ、社会保険事務所から行政指導が行われるまでは、A社では事務担当者や常用労働者のみを厚生年金保険に加入させており、臨時作業員である申立人は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数名の従業員に照会したところ、当時の給与及び社会保険担当者から回答があり、同担当者は、日雇いの臨時作業員については厚生年金保険に加入させていなかった旨を供述している。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月ごろから37年9月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時、同社に運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及び申立人によるA社B支店に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社B支店では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

そこで、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、申立人と同様に運転手として同社に採用されたと供述している複数の従業員が、申立期間当時、同社では、まず臨時社員として採用され、その後本採用試験に合格した場合は正社員となるが、臨時社員である期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。

また、上記従業員はいずれも本採用試験に合格した旨供述しているところ、これら従業員が本採用試験を受験したと供述している時期と、上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、いずれも受験月の翌月1日に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち3人は、A社B支店への入社から正社員となって厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらのことから、A社B支店では、申立期間当時、採用した従業員について、本採用試験合格後に正社員とし、厚生年金保険に加入させていたものと考えられるが、申立人は、申立期間当時、同社同支店において本採用試験を受験したものの、合格しなかった旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成11年10月29日から12年 2月16日まで  
②平成12年10月26日から13年 1月11日まで  
③平成13年 1月22日から同年 7月 1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっていることが分かった。当時の給与明細書等を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

2 申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間に係る給料明細書により、申立人は当該期間において、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記給料明細書及び給与所得の源泉徴収票上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、申立人から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社の事業主が、平成12年2月16日の申立人の資格喪失時の標準報酬月額を、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と同額の20万円として社会保険事務所に届け出ていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、当時の同社の事業主とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

- 3 申立期間②については、申立人は、申立内容を裏付ける給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票を保管していない。

また、社会保険庁の記録では、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主は、申立期間②当時の賃金台帳を保存していないため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないとしながらも、当時、厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく金額を従業員の給与から控除していたはずである旨回答している。

さらに、社会保険庁の記録から平成13年2月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員から提出のあった同年2月から同年9月までの給料支払明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、いずれも社会保険庁の当該従業員に係る標準報酬月額の記録と一致している。

これらのことから、B社では、申立期間②当時、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたものと考えられる。

- 4 申立期間③については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は当該期間において、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記給与明細書及び給与所得の源泉徴収票上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、社会保険庁の記録では、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主は、申立期間③当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

- 5 このほか、申立期間①、②及び③において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、②及び③において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に受けていた給与より低い金額であることが分かった。申立期間当時は、A社の営業職のセールスマンとして、トップセールスを記録しており、もっと高い給与をもらっていたはずなので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までの期間及び 56 年 10 月 1 日から 60 年 10 月 1 日までの期間については、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額が、上限（最高等級）で記録されていることから、同期間について、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

また、上記を除く期間については、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について確認することができないと回答している。

そこで、申立期間当時のA社の総務事務担当者に照会したところ、当該総務事務担当者は、「同社の営業職の給与は、完全歩合制であり、厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額については、比較的低い金額で社会保険事務所に届け出ている。」と供述している上、申立期間当時のA社の営業所長は、「申立人の標準報酬月額の推移については、納得できる金額で推移している。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の資格取得日前後に同社において厚生年金保険の資格を取得した従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、資格取得時の標準報酬月額が、申立人の資

格取得時の標準報酬月額（8万円）以下の従業員は、100名中91名、昭和53年10月の定時決定時の標準報酬月額が申立人の当該定時決定時の標準報酬月額（15万円）以下の従業員は、43名中24名、55年10月の定時決定時の標準報酬月額が申立人の当該定時決定時の標準報酬月額（36万円）以下の従業員は、26名中20名となっている。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成9年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年5月27日に申立人の標準報酬月額は、8年6月から9年3月までの期間について、59万円から13万4,000円に訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。なお、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなるための手続は行ったが、標準報酬月額を引き下げる手続を行った記憶は無いとしている。

しかし、申立人は、「申立期間当時は、会社の経営が苦しかったため、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の徴収担当官が来社し、滞納している保険料を納付しなければ社会保険を脱退してもらうか、当座預金を差し押さえると言われた。その際に、標準報酬月額を引き下げることにより、将来の保険料額を下げることはできるとの説明を受けた。」と供述している。

また、申立人は、「会社の実印は、自分が管理しており、他の従業員や社会保険事務所の職員に渡すようなことは無く、従業員の厚生年金保険の資格喪失の手続も自分が行った。」「滞納していた社会保険料は支払っておらず、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、滞納保険料の督促は来なかった。」と供述しており、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、標準報酬

月額減額に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 53 年 4 月から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社において短時間勤務の勤務形態であった。」と供述しており、申立人が記憶している総務担当者の上司は、「正社員（9時から17時までの勤務）については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、短時間勤務者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、同時期に申立人と同職種の業務に従事し、10時から16時までの短時間勤務であった同僚は、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社において、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録がある従業員に照会したところ、回答が得られた11名は、いずれも9時から17時まで勤務していたとしている。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から昭和 56 年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられていることが判明した。減給されたとは考えられないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認できないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録でも、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡は無い。

このほか、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会を行ったが、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの周辺事情及び関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 7 月 21 日まで  
②昭和 61 年 7 月 21 日から 62 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。両社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所には、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当時、同社で勤務した社会保険事務担当の取締役は、「同社が厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。また、同社の従業員は、「給与から厚生年金保険料が控除されておらず、国民年金に加入していた。」と供述している。

一方、申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB社の役員の供述から、申立人は、同社で勤務したことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 62 年 2 月 1 日であり、同社の取締役は、「自身の提案により、同社は同年 2 月 1 日に厚生年金保険に加入したが、それまでは給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成元年 8 月 31 日まで勤務していたので、同年 8 月も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成元年 8 月 31 日まで勤務していたため、厚生年金保険の正しい資格喪失日は同日ではなく、同年 9 月 1 日であると申し立てている。

しかし、A社における雇用保険の加入記録では、申立人の離職日は平成元年 8 月 30 日となっており、また、同社が加入していたB健康保険組合の加入期間証明書には、資格喪失日が同年 8 月 31 日と記載されており、いずれも社会保険事務所の厚生年金保険の資格喪失に係る記録と一致している。

また、A社の元役員（後に経理担当）は、同社では、当時、退職月には厚生年金保険の資格を末日までに喪失させており、従業員の給与から退職月に係る保険料は控除しておらず、申立人についても、会社の都合による退職であり、退職月には厚生年金保険の資格を喪失させ、保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、当時、A社の社会保険に係る手続を担当していた社会保険労務士は、「厚生年金保険の資格喪失届については、会社からの連絡どおり社会保険事務所に提出している。A社に係る被保険者台帳をみると、申立人の同社における資格喪失日は、平成元年 8 月 31 日と記載されている。また、同社の厚生年金保険料は翌月控除であり、申立人については、平成元年 8 月の給与から同年 7 月分の保険料を控除したのが最後で、同年 8 月分の保険料は控除していない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3462

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、公共職業安定所の記録においても、雇用保険の適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和 59 年 12 月 2 日に解散しており、当時の事業主も所在不明で連絡が取れず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、公共職業安定所の記録においても、雇用保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、A社について、工場が火災により全焼したことから解散したと供述しており、当時の事業主も所在不明で連絡が取れず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している上司や同僚は名字のみで人物が特定できず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月ごろから 59 年 3 月 16 日まで  
② 昭和 59 年 10 月 30 日から 60 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの期間においても、同社に営業職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人の同僚の供述から、申立人が、A社に営業職員として勤務していたことは認められる。

しかし、A社の役員及び同社で経理事務を担当していたとする者は、同社では、申立人のような営業職員については、営業の成績により正社員にし、厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

また、申立人と同じ営業職員である同僚二人は、「営業職員は、当初は正社員ではなく、社会保険にも加入していなかった。自分は代表者と交渉して正社員となり、社会保険にも加入した。」と供述しており、そのうちの一人には、厚生年金保険の資格取得日が、同社に入社したとする時期より1年以上後の日付で記録されていることが確認できる。

さらに、申立人と同じ営業職員である別の同僚は「営業職については、成績により正規職員に任用でき、社会保険には希望により加入できた。」と供述しているところ、申立人は厚生年金保険の加入を希望したことはない供述している。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間①の期間において、厚生年金保険に加入していなかったと推認できる。

申立期間②について、申立人は、昭和 60 年ごろまで A 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、公共職業安定所の記録では、申立人は、A 社を昭和 59 年 10 月 29 日に離職しており、当該期間における雇用保険の加入記録は無い。

また、一般的に、雇用保険の失業等給付を受けるためには、会社を離職した後、本人が公共職業安定所で申請手続を行う必要があるところ、公共職業安定所の記録において、昭和 59 年 11 月 10 日付けで申立人が失業等給付の支給を受けることができる旨決定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 30 年 10 月ごろ

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 30 年 10 月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 30 年 10 月ごろまでA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 29 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の代表者も死亡しているため、同社及び当該代表者から同社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人がA社において経理担当者であったとする2人、及び3人の従業員は、死亡又は連絡先が不明のため、同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 31 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿及び当時の同僚の供述により、申立人が昭和 31 年 4 月 8 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、当時は入退社する者が多い時代であったため、入社後相当期間厚生年金保険等に加入させない取扱いがあったと思うとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が、2か月から3年4か月程度あることが確認できる。また、そのうちの一人は、「当時、A社では、入社後1、2年の間は厚生年金保険に加入させていなかった。自分は厚生年金保険に加入していない間は、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和63年1月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書、従業員名簿、会社10年史及び同僚の供述等により、申立人が昭和63年1月から同社の代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、A社は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間には厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことが確認できる。

また、申立期間当時、厚生年金保険法において、厚生年金保険の強制適用事業所となる要件は、法人にあつては常時3人以上の従業員を使用することとされていたところ、上記会社10年史及び複数の同僚の供述から、申立期間におけるA社の職員数は、申立人を含めて2人であり、同社は、強制適用事業所としての条件を満たしていなかったと推認される。

さらに、申立期間にA社が適用事業所となるには、代表取締役である申立人が自ら、同社に使用される者の2分の1以上の同意を得て、社会保険庁に申請しなければならないが、この期間に任意適用事業所となるための申請を行った事実は確認できない。

なお、申立人が保管する上記給与明細書において確認できる申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、控除されるべきではない保険料が控除され

ていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月27日から45年4月まで  
② 昭和46年12月から48年3月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②においても、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、A社の代表者及び申立人の同僚の供述により、申立人が、昭和45年4月まで同社に勤務していたことは推認できる。

そして、申立人は、自分がA社で社会保険関係及び給与計算事務を担当していたとしており、同社の上記代表者等も同様に供述していることから、申立人が当該事務を担当していたと認められる。一方、申立人が、厚生年金保険被保険者として記録されていない状況の下で、事業主が毎年行うべき報酬月額算定基礎届などの機会において、被保険者でない者の氏名を記入して提出すれば、社会保険事務所は、両者の齟齬を確認できることとなる。また、逆に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除され、納付されていた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額は合致しないはずである。申立人は社会保険関係及び給与計算事務を担当していたにもかかわらず、57か月という長期間にわたり、このような事態に気付かず、事業主が給与から厚生年金保険料を控除し続けていたことを見過ごすことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与

からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、B社の代表者の供述により、申立人が、昭和46年12月から同社に勤務していたことは推認できる。

そして、申立人は、自分がB社で社会保険関係及び給与計算事務を担当していたとしており、同社の上記代表者も同様に供述していることから、申立人が当該事務を担当していたと認められる。一方、申立人が、厚生年金保険被保険者として記録されていない状況の下で、事業主が毎年行うべき報酬月額算定基礎届などの機会において、被保険者でない者の氏名を記入して提出すれば、社会保険事務所は、両者の齟齬を確認できることとなる。また、逆に、申立人の給与から厚生年金保険料が控除され、納付されていた場合には、社会保険事務所の毎月の納入告知額と従業員の給与からの控除保険料額は合致しないはずである。申立人は社会保険関係及び給与計算事務を担当していたにもかかわらず、15か月という長期間にわたり、このような事態に気付かず、事業主が給与から厚生年金保険料を控除し続けていたことを見過ごすことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月ごろから 44 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和 43 年 11 月ごろから勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社における同僚等の供述により、申立人が昭和 43 年 11 月 5 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録から、A社は、昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社において、昭和 44 年 5 月 1 日前より勤務し、同日に被保険者資格を取得している 5 人の従業員は、同日より前の期間において、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった旨供述し、当該従業員のうちの 1 人から、昭和 44 年 2 月以降の給与明細書が提出されたところ、同年 2 月から同年 5 月までは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の代表者とは連絡が取れず、当時の社会保険担当者は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年4月10日から17年4月10日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和16年4月10日から勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間のうち、労働者年金保険法が施行された昭和17年1月1日より前については、厚生年金保険の被保険者とはなりえない。

また、申立人は高等小学校を卒業後、A社に入社したとしているが、昭和4年1月1日生まれの場合、高等小学校卒業は昭和18年3月である。加えて、申立人が卒業した高等小学校の後身であるB小学校から提出された修了生台帳によると、申立人の高等小学校の卒業年月日は昭和18年3月25日と確認できる。さらに、申立人と同じ学齢で、かつ申立人と同時期に被保険者資格を取得した他の従業員に照会したところ、14人中5人から回答があり、5人全員が、申立人と同じく昭和18年3月に高等小学校を卒業し、昭和18年4月にA社に入社したと回答している。

上記のことから、申立人は、申立期間にA社に勤務していたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 11 日から 34 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社が申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていた記録は確認できず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社の商業登記は確認できない。

また、申立人が記憶しているA社退職後B社と一緒に入社した同僚についても、申立人同様に申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶していたA社の代表者、同僚の連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人には、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、明確な記憶が無く、関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から56年2月28日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、経理として勤務しており、社会保険料の未払いが発生していることは知っていた。会社の経理担当者として私自身が社会保険事務所と交渉し、申立期間の標準報酬の引下げに同意した。しかし引下げ前の標準報酬に見合う厚生年金保険料額を控除していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る昭和54年10月の被保険者報酬月額算定基礎届及び55年6月の被保険者報酬月額変更届は、社会保険庁のオンライン記録(被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録))がないため年月日は不明であるものの、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、「昭和54年10月32万円」、「55年6月36万円」の記録が取り消されている(54年10月から55年5月までは32万円が8万円、55年6月から56年2月までは36万円が8万6,000円に、それぞれ減額訂正)ことが確認できる。

一方、申立人は、「A社の経理の責任者として勤務し、申立期間当時、社会保険料の滞納について自ら社会保険事務所と交渉し、標準報酬月額の引下げを行った」としており、事実、申立人の部下から、「申立人は同社の経理担当の責任者であり、年金保険料の納付額を知る立場にあった。」、「保険料の納付等の資金繰りは申立人が行っていた。」との供述がある。

以上のことから、申立人は、A社の資金繰りを含めた経理全般について管理しており、社会保険事務についても権限を有していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、社会保険事務を担当する経理担当責任者として、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月から 33 年 4 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していた同僚には、加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入についての取扱いは不明であるとしている。このため、申立人が記憶している同僚3名に照会したところ、2名の同僚が、常勤社員となるまで1年から3年ほどの間を臨時社員として勤務し、この間は厚生年金保険には加入していなかったと回答している。

また、1名の同僚は、「当時、社内試験に合格して初めて常勤社員となった。社内試験に合格するまでは臨時社員として勤務し、給与は日払いのため、厚生年金保険には加入できず、保険料も控除されていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3507

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から37年7月25日まで  
父親の経営するA社に昭和27年4月から37年10月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の法人登記簿謄本及び同僚等の供述から、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年2月1日であり、申立期間のうち27年4月から28年1月31日までは厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険の番号払出日は昭和37年7月25日であり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、A社は、社会保険事務所に毎年厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する必要があるが、申立期間において当該算定基礎届を9回提出したと考えられるところ、父親である事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格を取得していないことに気が付かないとは考え難い。

加えて、A社の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 8 月 27 日まで  
代表取締役として勤務しているA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は9万2,000円となっている。しかし、同期間の給与額は22万円程度であったので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成11年8月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、同日を処理日として、10年5月から11年3月までは22万円から9万2,000円に、同年4月から同年7月までは26万円から9万2,000円にさかのぼって減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人及び申立人の妻は、申立期間当時、A社の経営状況が悪化し、厚生年金保険料の納付が困難となったことを理由に、同社の厚生年金保険の適用を国民年金に切り替えたい旨を社会保険事務所と3回にわたり交渉し、厚生年金保険の適用をやめたと供述している。

さらに、A社の税務関係を担当していた会計事務所が保管する申立期間当時の総勘定元帳から、同社が、平成10年11月、同年12月、11年2月、同年5月、同年6月の厚生年金保険料を納付していないことが確認でき、11年7月の厚生年金保険料については、同年8月31日にA社の保有する預金口座より一度は引き落とされているものの、同年10月29日に社会保険事務所から還付され、同口座に振り込まれていることが確認できる。これらの未納及び還付を受けた厚生年金保険料の合計額は、社会保険庁の訂正前の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料と訂正後の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料との差額とほぼ一致していることから、申立人の標準報酬月額を減額訂正

したことにより、これらの厚生年金保険料を清算したと考えることが妥当である。

なお、社会保険事務所が保管する平成11年度のA社の滞納処分票を確認すると、同年5月及び同年6月の厚生年金保険料の額が取り消され、0円と修正されていることが確認できる。

一方で、申立人は、自らの標準報酬月額を調整する必要がある旨の説明を社会保険事務所から受けた記憶は特に無いとしているが、申立人は、代表取締役であり、また、A社の厚生年金保険の適用事業所としての喪失手続を自ら行ったと供述していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日付けで行われた申立人自身の標準報酬月額の減額処理については、申立人が同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、同社の申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 23 日まで  
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

年金問題が騒がれるようになって、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、当時は、脱退手当金の制度を知らなかったし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年7月14日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 22 日から 43 年 5 月 11 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 38 年に A 社に入社し、申立期間については同社の関連会社の B 社に移籍し、51 年まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について B 社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録、同社の下請け会社であった C 社の代表者及びその妻が、申立人は、申立期間について自社で勤務していた旨の供述をしていること、並びに申立人は、C 社に勤務していたことは覚えているが、申立てに係る事業所に関連した仕事だったので、ずっと同事業所の社員だと思っていたと供述していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間については、申立てに係る事業所ではなく、C 社に勤務していたものと認められる。

また、社会保険事務所の記録から、C 社が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、申立人が昭和 38 年 3 月 28 日に厚生年金保険の被保険者となっている事業所である A 社に係る被保険者原票によると、申立人について昭和 42 年 4 月 27 日に健康保険証を返納したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除

されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 52 月 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、有料職業紹介事業者からの紹介で、A社に勤務し、同社からB県内の百貨店に派遣されて、商品の販売業務に従事していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務し、同社からB県内の百貨店に派遣されていたと申し立てているところ、派遣先の百貨店に勤めていた同僚の供述により、申立人が当該百貨店において販売業務に従事していたことは推認できる。

しかし、A社では、当時の人事記録等の関連資料は残っておらず、申立人が同社の従業員であったかどうかは分からないと供述しており、上述の同僚も、申立人が同社の従業員であったかまでは分からないと供述している。

また、A社では、当時、個別に販売業務に従事する契約を結んだ者を百貨店に派遣して、同社の商品の販売業務に従事させていた事実があったことは認めているものの、当該者については社会保険に加入させていなかった旨の供述をしており、申立人を同社に紹介した派遣会社も、紹介派遣した者を自社において社会保険に加入させることは無かったと供述している。

さらに、上述の同僚は、A社の従業員であった期間については、厚生年金保険の被保険者ではなかったと供述しており、社会保険事務所の記録から、当該同僚が、厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

加えて、A社の従業員が加入するC健康保険組合の被保険者台帳にも申立人

の記録は確認できないほか、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 13 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間の標準報酬月額が間違っている。申立期間の標準報酬月額は 25 万円のはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成 7 年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

また、申立人から提出のあった申立てに係る事業所の雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額を月額に換算すると、標準報酬月額の 22 万円を下回っていることが確認できるほか、社会保険庁のオンライン記録から、申立人と年齢の近い女性従業員の申立期間当時の標準報酬月額は、22 万円前後であることが確認できるなど、申立人の標準報酬月額が不自然であるとは言い難い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡は無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 31 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 6 月 2 日から 36 年 6 月 14 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの退社等の時期は定かではないが、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社又はC社、申立期間③についてはD社又はE社に勤務していたので、申立期間①から③について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、退社時期に関する正確な記憶は無いものの、A社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の記録から、昭和 31 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「入退社の時期は記憶していないが、申立人が同社に勤務していたことは間違いない。」と供述している。

しかし、社会保険事務所の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 3 月 1 日であり、同日以前について適用事業所であった事実は確認できない。

また、上述の同僚は、「昭和 31 年 3 月ごろに、当時の従業員全員が一斉に厚生年金保険に加入した様な記憶がある。それ以前の期間については、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料が控除された記憶は無い。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②について、申立人は、入社及び退社時期に関する正確な記憶は無いものの、B社又はC社のいずれかに勤務していたと申し立てしているところ、上述の同僚がC社の社名が印字されている給与明細書を持っており、かつ、申立人と一緒に勤務していた期間があると供述していることから、申立人は、C社に勤務していた可能性が高いと考えられる。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立てに係る事業所が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない上、当該事業所が法人登記された事実も確認できない。

また、上述の同僚から提出された給与明細書によると、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から、上述の同僚及び申立人が記憶している複数の同僚についても、申立期間について厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できず、当該同僚からも、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することはできない。

申立期間③について、申立人は、D社又はE社のいずれかに勤務していたと申し立てしているところ、入社及び退社時期に関する正確な記憶は無いと供述している。

そして、社会保険事務所の記録から、申立てに係る事業所が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、当該事業所が法人登記された事実も確認できない。

また、類似の名称で事業所名検索を行ったものの、申立人が主張する事業所を特定することができないほか、申立人は事業主等の名前を覚えていないため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 12 日から 54 年 8 月 10 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できない旨の回答をもらった。申立期間については、A病院において医師として勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び勤務証明書から、申立人が、申立期間にA病院に医師（臨時職員）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A病院が、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、A病院では、申立期間当時、同病院の職員についてはB共済組合に加入させていたものの、雇用期間が1年程度の職員については当該共済組合及び厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

さらに、申立人及び申立人と同時期に臨時職員として雇用された複数の同僚についても、申立期間に係るB共済組合及び厚生年金保険の加入記録は確認できず、当該同僚からも、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に関する供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成8年2月29日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成8年2月29日まで勤務したため、同年3月1日が正しい資格喪失日であると申し立てているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入記録から、申立人が同社を退職した日は同年2月28日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成8年2月29日であり、申立人の主張する同年2月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3521 (事案 609 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 平成 10 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社 (本社は B 区)、C 社及び D 社 (本社は E 区) に勤めていた期間の一部について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、給与支給明細書から申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できないことや、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと、雇用保険の加入記録が社会保険事務所の記録と一致しているなどの理由から、認められなかった。

しかし、離職月の給与からも保険料が控除されていることから、厚生年金保険の被保険者期間が、実際に保険料が控除された月数よりも 1 か月少なくなっており、納得できない。給与支給明細書の信ぴょう性を高めるために、新たに金融機関の普通預金口座の写しを提示するので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①については、申立人から提出された給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実は認められないことに加え、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付していること、雇用保険の加入記録が社会保険事務所の記録と一致しているなどの理由から、また、申立期間②及び③については、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付していること、雇用保険の加入記録が社会保険庁のオンライン記録と一致しているなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 24 日付けの年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

その後、申立人は、既に提出済みの給与支給明細書の信ぴょう性を高めるた

めに、新たに金融機関の普通預金口座の写を提示してきたものの、当該資料は給与の振込日及び振込金額が確認できるのみで、申立てに係る新たな事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間が、実際に保険料が控除された月数よりも1か月少ないのは納得できないと主張しているが、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人は、申立てに係る事業所において、離職月は月末まで勤務していなかったことを認めており、申立人の資格喪失日は社会保険庁のオンライン記録どおりであると認められることから、離職月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

なお、申立期間①から③に係る事業主は、申立人から提出された離職月の給与支給明細書に記載されているとおり、離職月の給与から、厚生年金保険料の名目で保険料相当額を控除したことに間違いは無いと供述しており、当時の事務処理に誤りがあったことを認めている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 10 日から 24 年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 19 年 6 月ごろから 38 年 2 月 15 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社に在籍したまま 19 年 12 月に陸軍に入隊し、その後 C に抑留され 24 年 12 月に復員した。申立期間も同社には在籍していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても A 社に勤務していたと申し立てているが、同社の回答では、「保管していた人事記録では、申立人は昭和 20 年から 24 年 10 月まで兵役期間であることが確認できるが、申立期間当時における従業員の厚生年金保険の加入状況等に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」としている。

また、申立人は A 社において一緒に勤務していた同僚等を記憶していないこと等から供述が得られず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A 社に係る社会保険事務所の被保険者台帳の記録により申立人は、昭和 23 年 11 月 10 日に被保険者資格を喪失し、その後 24 年 12 月 1 日に資格を再取得していることが確認できるところ、申立人に係る標準報酬月額については、被保険者資格の喪失時には 300 円であったものが、被保険者資格の再取得時には 8,000 円と大幅に増額されていることから申立人の申立期間における処遇の形態等が変化していることが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 26 日から 39 年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（昭和 36 年 6 月ごろ、B社に商号変更）に勤務していた昭和 32 年 5 月 26 日から 39 年 11 月 1 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には継続して勤務しており、その間厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録では、昭和 33 年 7 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、申立期間当時の事業主が死亡していること、及びその他役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚3名のうち、1名は死亡しており、もう1名は社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認でき、連絡の取れた1名は、「昭和 31 年 3 月に同社を退職後、33 年当時、3 か月か 4 か月アルバイトとして働いた時に申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた1名は、「申立人のことを記憶しているものの、申立期間当時における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分から

ない。また、同社では厚生年金保険に加入していた記憶はあるが、同社がB社に商号を変更してからは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録では、B社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A法人に勤務していた平成 8 年 2 月 27 日から 12 年 6 月 30 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同法人には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された、回答書及び雇用契約書から、申立人は、申立期間当時当該事業所に勤務していたことを推認することができるものの、雇用保険の記録では、申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、A法人の回答では、「保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成 8 年 3 月 1 日に取得していることが確認できる。」とし、同法人の事務担当者は、「申立期間の給与は支給しているものの、厚生年金保険料は徴収しておらず、厚生年金保険料の控除は 8 年 3 月からである。」と供述している。

さらに、申立人がA法人において一緒に勤務していたと記憶している 1 名の同僚は、「申立人のことは記憶しているが、申立人の申立期間における厚生年金保険料は控除されていないと思う。また、自分は平成 8 年 3 月から正社員になったので、研修期間である同年 2 月については厚生年金保険に未加入のため厚生年金保険料は控除されていない。未加入期間については国民年金に加入し、その保険料を納付した。」と供述している。

加えて、A法人に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員へ

照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人のことは記憶に無いものの、自分も平成8年2月末に研修を受け、同年3月1日から正社員になったとの記憶があるので、申立期間は厚生年金保険に加入していないと思う。」とし、ほかの1名は申立人のことは記憶に無いと供述している。

また、申立人は、昭和61年4月1日から申立期間を含む平成8年2月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月ごろから61年2月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和58年9月ごろから61年2月ごろまでの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には土地販売の営業として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録から、平成5年11月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、当時の事業主は死亡していること、及び申立期間当時の役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた8名の同僚を記憶しているところ、このうち4名は、社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者名簿に記録が無いことが確認でき、連絡の取れた2名のうち1名は、「自分は内勤として1年半位在籍していたが、厚生年金保険の加入期間は3か月である。また、土地販売の営業の仕事はきついためすぐに退職する者が多いことから、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」とし、ほかの1名は、「申立人のことは記憶にあるものの、厚生年金保険の加入状況については分からない。従業員の出入りの多い会社であった。」と供述している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名のうち1名は、「申立人のことは記憶している

ものの、勤務期間については分からない。」とし、当時の経理担当であったほかの1名は、「申立人の記憶はあるものの、営業職は、出入りが激しく厚生年金保険には加入させていなかった。また、自分も厚生年金保険の加入は、入社してしばらくしてからである。」と供述している。

加えて、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録は、申立期間も含めて無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年8月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、第4種被保険者として加入した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。A社を退職した昭和61年3月30日直後に、社会保険事務所で第4種被保険者の手続をした記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月30日にA社を退職後、直ちに社会保険事務所に厚生年金保険第4種被保険者の資格取得の届出の手続を行ったため、申立期間も厚生年金保険第4種被保険者であったと申し立てている。

しかし、申立人の住所を管轄する社会保険事務所が保管している厚生年金保険第4種被保険者に係る名簿の申立人に係る「取得年月日」欄は「昭和61年8月16日」、「喪失年月日」欄は「昭和64年5月1日」との記録を訂正して「昭和63年4月1日」と記載されている。このことは、申立人が、昭和61年8月16日に厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得し、このまま第4種被保険者として厚生年金保険料の納付を続けた場合は、64年5月1日に240月の厚生年金保険の受給資格期間を満たすことになるところ、63年4月1日に他の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、同日に第四種被保険者資格を喪失した事実を記載したものであることが確認できる。

また、申立人が主張する61年3月31日に資格取得手続を行った場合には、申立人の欄に係る「取得年月日」欄に「昭和61年3月31日」、「喪失年月日」欄には、240月の厚生年金保険の受給資格期間を満たすことになる日である「63年12月1日」とそれぞれ記載されるはずであり、社会保険事務所がこれら二

つの記載欄への記載を共に誤るとは考え難い。

さらに、申立人が家計簿に、「社会保険に任意で入った。61年3月31日から2年間利用できる。2か月分、3万4,860円払った。」と記載があると主張しているが、申立人の退職時点での標準報酬月額が30万円であることから、2か月分の第4種被保険者としての保険料は7万4,400円となり、保険料額が一致しないことが確認でき、家計簿に記載されている「61年3月31日から2年間利用できる。2か月分、3万4,860円払った。」は、健康保険の任意継続被保険者となり、2か月分の当該保険料を支払ったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険第4種被保険者保険料を納付していることをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 6 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社の事業主・同僚を記憶しており、同社に勤務したことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の「申立人を記憶している」との供述及び同僚から提出された申立人が一緒に写っている写真から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないが同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の代表者、役員及び社会保険担当者が所在不明であるため、同社における申立人の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金被保険者名簿から、申立期間のうち一部の期間において厚生年金保険に加入し住所が判明している複数の従業員に対して、申立人の勤務実態等を照会したものの、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

一方、複数の従業員は、「試用期間等の厚生年金保険に加入していなかった期間があった。」と供述し、従業員の中には、「試用期間が1年程度あり、試用期間中は厚生年金保険料の控除がなかった。」と供述している者が見られることから、A社では、当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いであったことがうかがわれ

る。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月20日から30年3月20日まで  
② 昭和31年9月1日から33年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の「申立人を記憶している」との供述から判断すると、申立人は勤務期間の特定はできないが同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の申立期間①当時の代表者及び社会保険担当者は既に死亡しているため、同社における申立人の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、申立人から提出があった平成5年4月9日付けのA社の同窓会名簿において申立人が記憶している複数の同僚に対して、申立人の勤務実態等を照会したものの、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人が記憶している同僚のうち、A社の厚生年金被保険者名簿において昭和28年10月1日から31年10月1日までの加入記録が確認できる同僚は、「申立人と思われる同姓の者が自分より遅く入社し早く辞めた」と供述している。

さらに、申立人は、「当該期間中は、健康保険証を受け取った記憶が無い」

と供述している。

申立期間②については、B社の複数の従業員の「申立人を記憶している」との供述から判断すると、申立人は勤務期間の特定はできないが同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶しているB社の当時の代表者及び工場長は既に死亡している上、その当時の社会保険担当者が所在不明であるため、同社における申立人の勤務実態及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金被保険者名簿において、申立期間②のうち一部の期間において厚生年金保険に加入し住所が判明している複数の従業員に対して、申立人の勤務実態等を照会したものの、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「当該期間中は、健康保険証を受け取った記憶が無い」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年8月まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、申立期間当時の従業員に関する資料は保有しておらず、当時の状況を記憶している従業員もいないと回答していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務している従業員15名に照会したところ、10名から回答があり、そのうち2名は、同社では入社後に2か月間の試用期間があり、その後、正社員に登用時に、希望者のみ厚生年金保険に加入していたと供述している（他の8名は入社日及び試用期間の有無は不明と回答。）。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間に、国民年金の被保険者として定額保険料を納付しており（昭和58年11月からは、付加保険料も納付している。）、また、申立人は、昭和59年1月1日から平成20年4月2日まで、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には健康保険証番号に欠番は無く、同被保険者名簿の記載に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和64年1月1日から平成2年5月10日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の供述から、期間や契約形態は特定できないものの、申立人が申立期間に同社の現場監督として勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和63年12月31日に前社を離職後、平成元年2月15日に雇用保険の求職者給付の受給手続きを行い、同年2月22日から同年10月19日までの約8か月間に渡って雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できる。

また、A社の従業員として現場監督をしていた者は、申立人について、自宅で設計事務所を営業する傍ら、同社と現場ごとの契約をして現場監督をしていたと聞いている旨供述している。

さらに、A社で工事部部長として現場管理等をしていた者は、申立人について、同社との契約内容の詳細は分からないとしながらも、申立人は同社の正式な社員ではなく、仕事ごとの契約で同社から報酬を得ており、他にも色々な仕事をしていたと思われる旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月から 31 年 3 月まで  
② 昭和 31 年 4 月から 33 年 5 月まで

A社に勤務していた期間のうち、同社B出張所に勤務していた申立期間①及び同社C出張所に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、A社B出張所に勤務し、また、申立期間②については、同社C出張所に勤務していたと申し立てており、このうち申立期間②については、同社の複数の従業員の供述から、申立人が同社C出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間①におけるA社B出張所及び申立期間②における同社C出張所は、各申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶している申立期間①及び②における上司及び同僚は、社会保険事務所が保管している同社本社の厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録があることから、同名簿を入念に確認したが、申立人の被保険者記録は見当たらなかった。

さらに、当時のA社本社の社会保険事務担当者は、「同社では、正社員の他に現場事務所において必要な事務員や現場管理の補助者を現地採用しており、身分は「現場雇員」と呼ばれ、同雇員の雇用期間は工事終了までで、厚生年金保険には加入させていない。」旨を供述している。

加えて、上記社会保険事務担当者は「現場雇員であつても現場所長に見込ま

れ、長期間勤務し勤務成績が良好な者は、「雇員」に昇格し厚生年金保険に加入することもあった。」旨を供述しているところ、同社本社の従業員のうち一名は、「現場雇員から「雇員」になるには各出張所で12か月から36か月間現場雇員として勤務し、個人の能力等を踏まえて、出張所の所長が本社に申告し、本社の認可があった場合に限られる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の役員は、「申立期間当時の同社の人事資料や賃金台帳は保存されておらず、また、事業主及び社会保険事務担当者は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い状況等は確認できない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間に加入記録があり連絡先を把握できた従業員5名に照会したところ、2名から回答があり、両名は、「同社では、仕事柄、人の出入りが激しく、すぐに辞める者もいたことから、見習期間を経た後に厚生年金保険に加入することが基本とされており、見習期間の長さは従業員ごとに違っていた。」旨を供述している。

さらに、申立人の同僚は、「A社入社後、見習期間の3か月を経過してから厚生年金保険に加入した。」と供述しており、このことは同氏が記憶している入社日と同氏の厚生年金保険の資格取得日までの間に、3か月の空白期間が確認できることから裏付けられる。

加えて、申立人と同じ専門学校を卒業した先輩とされる者についても、同氏が入社したとされる日と厚生年金保険の資格取得日の間には、6か月程度の空白期間が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 15 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A事業所を管轄するB事業所が保有していた職員名簿から、申立人が申立期間当時にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 32 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日であり、申立期間①については適用事業所となっていない。

また、A事業所では、申立期間①の当時の賃金台帳等を保存しておらず、申立人の保険料控除については確認できないと回答している。

さらに、申立人はA事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時（昭和 32 年 4 月 1 日）に被保険者となっているが、同時点における申立人以外の従業員 2 名については連絡先を把握できないため、申立人の勤務状況及び保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、33 年 9 月 1 日に再び適用事業所となっており、申立期間②のうち、昭和 32 年 10 月 1 日か

ら 33 年 9 月 1 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、A 事業所では、申立期間②の当時の賃金台帳等を保存しておらず、申立人の保険料控除については確認できないと回答している。

さらに、A 事業所では、「資料が無いのではっきりとは言えないが、同所が厚生年金保険の適用事業所であった期間において、申立人が事務補佐員だった期間に厚生年金保険の加入者だったと思われる。また、申立人が、昭和 32 年 5 月 1 日から事務補助員として勤務していた期間については、同所における厚生年金保険の加入対象者ではなかったのかもしれない。」と供述している。

加えて、A 事業所が再び厚生年金保険の適用事業所となった時（昭和 33 年 9 月 1 日）の被保険者 3 名のうち、連絡先を把握した従業員 1 名に照会したところ、当該従業員は「事務補佐員として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していた。」旨の供述をしている。なお、社会保険事務所が保管している同所の厚生年金保険被保険者名簿から、当該従業員は、申立人と同様に、事務補佐員から事務補助員に身分が変わった時点で、被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 20 日から 34 年 6 月 15 日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、A社と同住所で同じ事業主による「B社」という健康保険のみの適用事業所が確認できたことから、社会保険事務所が保管する同社の健康保険被保険者名簿を確認したところ、申立人が申立期間に同社の健康保険被保険者であったことは確認できたが、同社において厚生年金保険の被保険者であった記録は無い。

なお、申立人は、A社の映画館等で出札及び受付案内の仕事をしているところ、同社の取締役は「同社の取扱い業務の中で、現業である映画関係等の職に就く者は、健康保険のみの被保険者とされていた。」と供述していることから、同社で同業務に就く者は、健康保険のみの適用事業所であるB社で資格取得していたことがうかがえる。

また、上記取締役は、「申立期間当時にA社で厚生年金保険に加入させていたのは、間違いなく、事務関係の従業員のみであった。」と供述している。

さらに、A社の複数の従業員は、「同社で、厚生年金保険に加入していたのは、本部では事務職の者、本部以外においては事務職の上位役職者であり、現業である映画関係等の職に就く者は、上層部の者であっても厚生年金保険には加入しておらず、申立人が従事していた出札及び受付案内の業務を行っていた者は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除につ

いては、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年10月2日まで  
A社B工場に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時の事業主の連絡先を把握できないため、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

また、申立期間当時、A社で社会保険手続を担当していたとされる従業員は既に亡くなっており、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について聴取することができない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に加入記録があり連絡先を把握できた従業員19名に照会したところ、11名から回答があった。そのうち5名は「同社では、入社後2か月程度の試用期間があった。」と回答している（残り6名は、試用期間の有無は不明と回答）。なお、5名のうち4名は、「試用期間には厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している（残り1名は保険料控除の有無は不明と回答）。

なお、申立人は、「自分を含む複数の者が、C社からA社B工場に転職した。」と供述していることから、C社とA社B工場の被保険者名簿を確認したところ、申立人及び上記5名を含む10名の者が、C社で資格喪失後、A社B工場で資格取得するまでの間に1か月から3か月の空白期間があり、このことは、上記の5名の者の入社後2か月程度の試用期間があったとする供述を裏付けてい

る。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで  
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及して減額処理されている。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 10 年 7 月 31 日）の後の平成 10 年 8 月 3 日付けで、8 年 7 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 9 年 10 月の保険料を平成 10 年 4 月 30 日に納付していること、その後も保険料の滞納はあったと供述していることなどから、上記減額処理が行われた当時、A社が申立人の申立期間に係る保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失の届出を行った記憶はあるものの、上記減額処理に係る届出を行った記憶は無いと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、上記減額の処理日、資格喪失日の処理日及び健康保険被保険者証の返却日が同一日であることから、上記減額処理についても申立人の届出に基づいて行われたと考えられる。

加えて、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は自らの標準報

酬月額の減額に同意又は黙示の承認をしていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意又は黙示の承認をしながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 41 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社にトラック運転手として勤務しており、二人の同僚は同社で厚生年金保険に加入していた記録があるので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立内容にある同僚二人は、いずれも申立期間の一部において同社で厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該同僚を含む複数の従業員と申立人の供述から勤務期間は特定できないものの、少なくとも昭和 40 年 6 月以降に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 41 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡している上、同社の商業登記簿も見当たらないことから、当時の役員等の所在を特定することができず、これらの者から申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、申立期間当時のA社の事務担当者は、「自身が勤務していた昭和 37 年 10 月から 39 年 12 月ごろの従業員数は、常時 50 人程度であった。」と供述しているが、当該被保険者名簿で確認できる 38 年 1 月 1 日時点の厚生年金被保険者数は 14 人、40 年 1 月 1 日時点では 38 人であり、事務担当者が記憶していた従業員の数と厚生年金保険の被保険者数に開きがあったことがうかがえる。

さらに、申立人と同様にトラックの運転手として勤務していたとする従業員

一人が、自身の同僚として名を挙げた他の従業員3人のうち一人は、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月から26年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社(現在は、B社)に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に昭和24年4月に入社した従業員が、自身が入社した時点で、申立人が同社に勤務していた旨を供述していること、また、申立人が25年3月に卒業した高等学校(定時制課程)の同級生二人から、申立人が同校在学中に同社に勤務していた旨の供述が得られたことから、申立期間の一部において申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該従業員の供述からは、申立人がA社に勤務していた期間を具体的に特定することができない。また、B社の総務担当者は、申立期間当時の人事記録等を保管しておらず、申立人が勤務していた期間や、申立期間当時の給与からの厚生年金保険料の控除の有無については不明としている。

また、当時の事業主は既に死亡しており、他に当時の状況について聴取できる役員等の連絡先も不明であることから、申立人の勤務期間や保険料控除について確認することができない。

さらに、前述の従業員及び高等学校の同級生らの供述からは、申立人が昭和25年4月以降にA社で勤務していたことをうかがうことができない上、申立人は、高等学校を卒業してから1、2か月後に、他の会社での採用面接を受けるために同社を退社した旨を供述していることから、申立期間のうち少なくとも同年6月以降の期間においては、同社に勤務していなかったものと考えられる。

次に、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 25 年 7 月 1 日であり、同日より前の期間は適用事業所となっていない上、前述の従業員の供述からも、同社が適用事業所となる以前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがうことはできないことから、申立期間のうち、同年 6 月 30 日以前の期間について、申立人は、同社で厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から30年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の前から株式会社A（合併により現在はB社）に勤務しており、退職するまで厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前までA事業所（個人事業所）、申立期間の直後に株式会社A（資格取得日時点は有限会社）でそれぞれ厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録では、それぞれの加入期間に係る適用事業所の所在地、事業主氏名及び業種が一致していることが確認できることから、それぞれの加入期間に係る申立人の勤務先は同一であることが認められる。

また、申立人と同時期に同一内容の年金記録の確認を申し立てている同僚から、申立人が申立期間も継続して当該事業所（個人事業所、有限会社、株式会社であった期間をすべて含む。）に勤務していた旨の供述が得られたことから、申立人は、前述の加入期間、申立期間を通じて当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該同僚についても、申立期間に当該事業所で厚生年金保険に加入していた記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、当該事業所は、申立人を含む複数の同僚が資格を喪失した昭和24年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再度資格を取得した30年5月1日付けで新たに適用事業所となったことが確認でき、申立期間においては適用事業所となっていない。

さらに、B社人事グループの担当者は、申立期間当時の資料が残っておらず、厚生年金保険の取扱い状況は不明であると供述している。また、申立期間の全部又は一部の期間において当該事業所に勤務していたと思われる複数人の従業員の供述からも、申立期間中に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は明確にならなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から30年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の前から株式会社A（合併により現在はB社）に勤務しており、退職するまで厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前までA事業所（個人事業所）、申立期間の直後に株式会社A（資格取得日時点は有限会社）でそれぞれ厚生年金保険に加入しており、社会保険事務所の記録では、それぞれの加入期間に係る適用事業所の所在地、事業主氏名及び業種が一致していることが確認できることから、それぞれの加入期間に係る申立人の勤務先は同一であることが認められる。

また、申立人と同時期に同一内容の年金記録の確認を申し立てている同僚から、申立人が申立期間も継続して当該事業所（個人事業所、有限会社、株式会社であった期間をすべて含む。）に勤務していた旨の供述が得られたことから、申立人は、前述の加入期間、申立期間を通じて当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該同僚についても、申立期間に当該事業所で厚生年金保険に加入していた記録は無い。

また、社会保険事務所が保管する、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、当該事業所は、申立人を含む複数の同僚が資格を喪失した昭和24年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再度資格を取得した30年5月1日付けで新たに適用事業所となったことが確認でき、申立期間においては適用事業所となっていない。

さらに、B社人事グループの担当者は、申立期間当時の資料が残っておらず、厚生年金保険の取扱い状況は不明であると供述している。また、申立期間の全部又は一部の期間において当該事業所に勤務していたと思われる複数人の従業員の供述からも、申立期間中に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は明確にならなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。